

令和4年度予算案・令和3年度補正予算 経済産業省 地域関連施策のご紹介

令和4年2月
東北経済産業局

はじめに

(1) 地域サポーター制度について

地域サポーターとは？

- 東北経済産業局では、地域の皆様と密接に連携しながら施策を推進していくため、「**地域サポーター**」を**東北6県の各県毎に設置**しています。
- 全職員がいずれかの県のチームに所属し、自分と縁のある県や思い入れのある県のサポーターとして、**地域の皆様の総合窓口**となり、ご相談内容に応じて経産省施策のご紹介や情報提供、アドバイス等を行っています。

コンセプト：「Next TOHOKU Meetup」

- サポーター活動による「地域や人とのつながり」を活かし、東北内外の様々なキーパーソンとの出会い、繋がり、価値共創の場を提供してまいります！



私たちにご相談ください！



事業者
県・市町村
支援機関 等

支援制度ってどんなものがあるの？
どこに相談したらいいの？

まずは地域サポーター青森県チーム
にご相談ください！
支援制度のご紹介や活用に向けた
アドバイスも行います。
ご相談は電話、メール、訪問等
可能です。お気軽にご相談ください。



地域サポーター

東北経済産業局

お問い合わせ先

- ◇ 青森サポーターへのお問い合わせはこちらまで
aomori@meti.go.jp
(チームメンバーにメールが届きます)
- ◇ 地域サポーター全般に関するお問い合わせはこちらまで
東北経済産業局 総務企画部 企画調査課
電話：022-221-4861 (直通)
E-MAIL：thk-kikaku@meti.go.jp

本日の説明者

- ◇ 以下4名の青森サポーターメンバーが、リレーして説明します。
- ◇ 秋元一孝 (総務企画部) → 亀田大貴 (資源エネルギー環境部) → 今田祥平 (地域経済部) → 庄司早希 (産業部)

(2) 施策PR資料の見方

担当部署の連絡先を記載しています。
まずは東北経済産業局の担当部署が
地域サポーターへお問い合わせください。

事業名（いくつかの補助金を束ねた
事業名になっている場合があります）

○○○○○○事業

令和4年度予算案額 ○○億円（○○億円）

全体の予算額を表しています。

※（ ）内は前年度予算額です。

事業の内容

事業イメージ

事業目的・概要

政策の狙いと概要を
記載しています。

成果目標

政策の実施による
成果目標を記載しています。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業のスキームを
図で表現しています。

- 事業の具体的内容や想定する活用例などを記載しています。
- 事業がいくつかの内容に分かれている場合があります。

(3) 補助金・施策の情報収集について ～東北経済産業局ウェブサイト～

- 本資料は、東北経済産業局ウェブサイトに掲載されている施策PR資料集から、抜粋して構成しています。
- 公募スケジュールは、補助金毎に設定されており、補助金交付団体や当局等のウェブサイトを確認してください。
- 東北経済産業局では、ウェブサイトにて予算・公募関連情報を逐次更新しています。



東北経済産業局ウェブサイト
<https://www.tohoku.meti.go.jp/>

東北経済産業局 **検索**

「東北経済産業局」で検索！

予算・補助金公募関連情報は
こちらから

新着・イベント情報は
こちらから

東北経済産業局ニュースレター等の登録は
こちらから（是非ご登録を！）

(4) 補助金・施策の情報収集について ～ミラサポplus～

- 「ミラサポplus」とは、中小企業・小規模事業者・個人事業主の皆様へ、補助金・給付金等のお役立ち情報をお届けし、御活用いただくための国のウェブサイトです。
- 会員登録していただければ、あなたに合わせた情報の表示や、事業者情報の管理等、便利に御活用いただけます。



ミラサポplus 中小企業向け補助金・総合支援サイト

よく見られている
補助金・給付金

支援制度を探す

注目ワード

令和3年補正予算

事業再構築補助金申請用
ミラサポPlusマニュアル

新型コロナ対策
サポート検索

補助金・給付金や各種支援
制度はこちらからチェック！

人気のページ

お知らせ

2022年01月25日
ビジネスQ&A「消費税におけるインボイス制度の導...」
金融・税制

2022年01月25日
【令和3年度補正予算IT導入補助金】概要資料を公表しました

その他情報 補助金・助成金

ミラサポplus 中小企業向け補助金・
総合支援サイト
<https://mirasapo-plus.go.jp/>

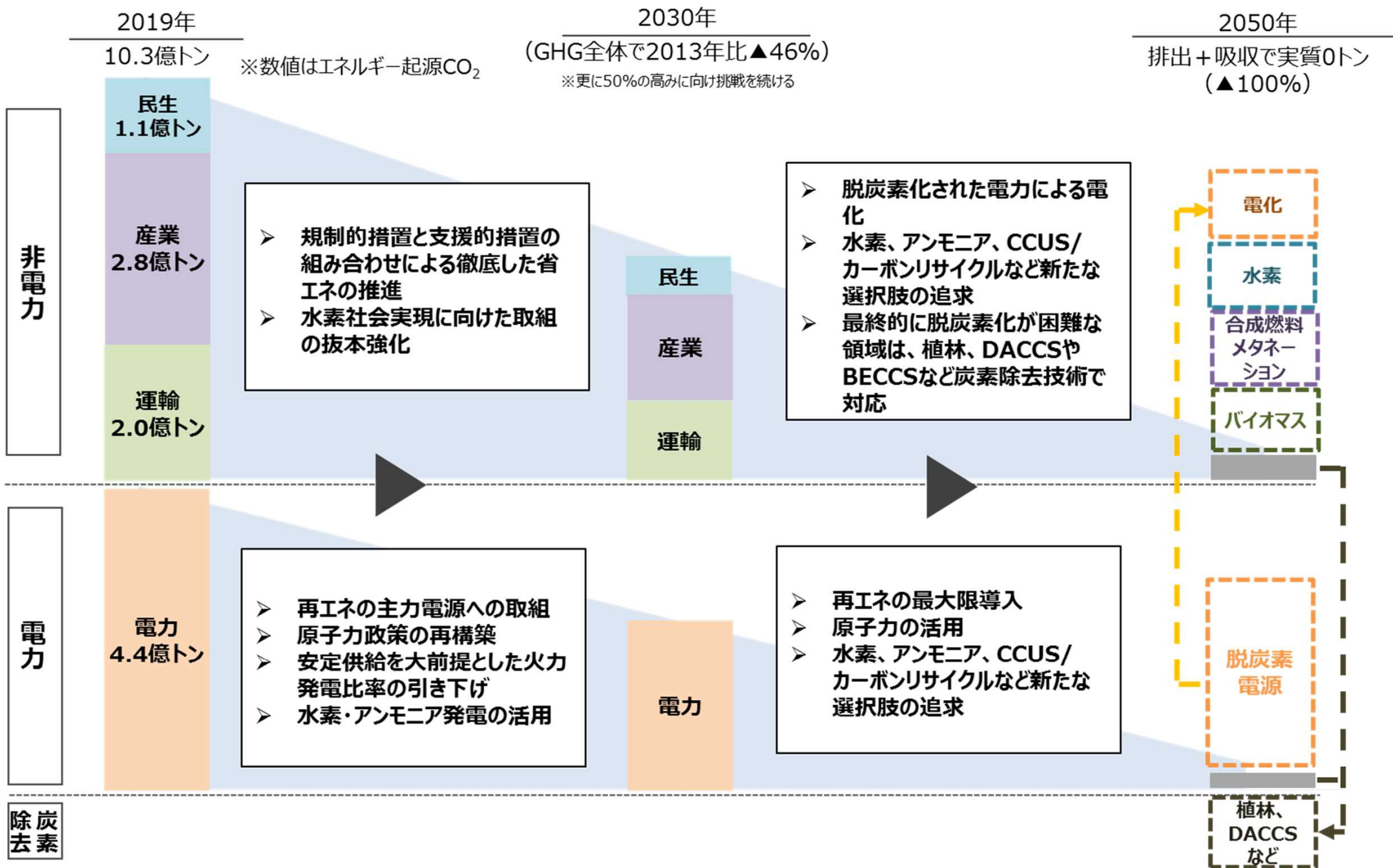
ミラサポplus

検索

「ミラサポplus」で検索！

**2050年カーボンニュートラル／2030年温室
効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー
基本計画の実現等による「経済」と「環境」
の好循環に向けた支援**

2050年カーボンニュートラルの実現



カーボンニュートラル（CN）を巡る動向

- 近年、期限付きカーボンニュートラル目標を表明する国地域が急増し、そのGDP総計は世界全体の約90%を占める（前回COP終了時には約26%）。
- こうした中、金融市場の動きも相まって、あらゆる産業が脱炭素社会に向けた大競争時代に突入。環境対応の成否が、企業・国家の競争力に直結することに。

カーボンニュートラルの波

<期限付きCNを表明する国地域の急増>

COP25
終了時
(2019)

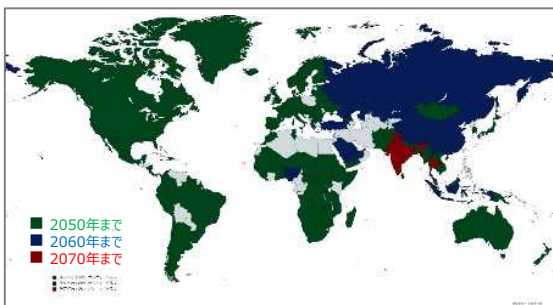
- 期限付きCNを表明する国地域は121、世界GDPの約26%を占める

COP26
終了時
(2021)

- 期限付きCNを表明する国地域は154、世界GDPの約90%を占める

(出所) World Bank, World Development Indicators, GDP (constant 2015 US\$)

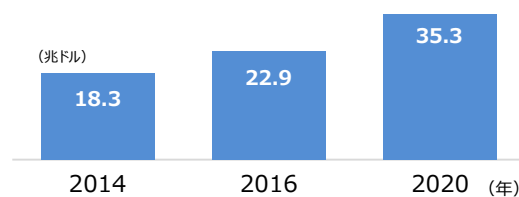
(参考) COP26終了時点のCN表明国地域



金融機関の動き

<世界的なESG投資額の急増>

- 全世界のESG投資の合計額は、2020年に35.3兆ドルまで増加



(出所) GSIA「Global Sustainable Investment Review」

<企業情報開示・評価の変化>

- 企業活動が気候変動に及ぼす影響について開示する任意枠組み「TCFD」に対し、世界で2,616の金融機関等が賛同
- また、「TCFD」は、情報開示だけでなく、インターナショナル・カーボンプライシングの設定も推奨

産業界の対応

<サプライチェーン全体の脱炭素化>

- 国内外で、サプライチェーンの脱炭素化とそれに伴う経営全体の変容（GX）が加速

地域	企業名	目標年
海外	Microsoft	2030年まで
	Apple	2030年まで
国内	リコー	2050年まで
	キリン	2050年まで

カーボンニュートラル表明

<GX時代における新産業の萌芽>

- 商品価格・機能に加えてカーボンフットプリントが購買判断の基準になるような、消費行動の変容を促す新産業が発展
- また、脱炭素関連技術の開発・社会実装について、大企業のみならず、スタートアップが主導するケースも増加

環境対応の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代（GX時代）に突入

中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業

令和4年度予算案額 8.0 億円（8.2億円）

事業の内容

事業目的・概要

- エネルギー利用最適化診断や地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行います。

（１）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、AI・IoT等を活用した運用改善や再エネ導入等提案に係る経費の一部を国が支援します。また、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣も実施します。

（２）地域のエネルギー利用最適化取組支援事業

省エネのみならず再エネ導入等も含むエネルギー利用最適化に向け、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る相談窓口や支援施策などをポータルサイトに公開します。

成果目標

- 令和3年から令和7年までの5年間の事業であり、最終的には令和12年度の省エネ効果238.5万kIを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（１）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業



（２）地域のエネルギー利用最適化取組支援事業



事業イメージ

（１）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業

エネルギー利用最適化診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、AIやIoTを活用して設備の運用改善や高効率設備への更新に加え再エネ導入の提案を行います。

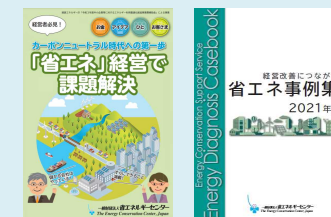


【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・照明の運用改善
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
- ・再エネ設備の導入支援

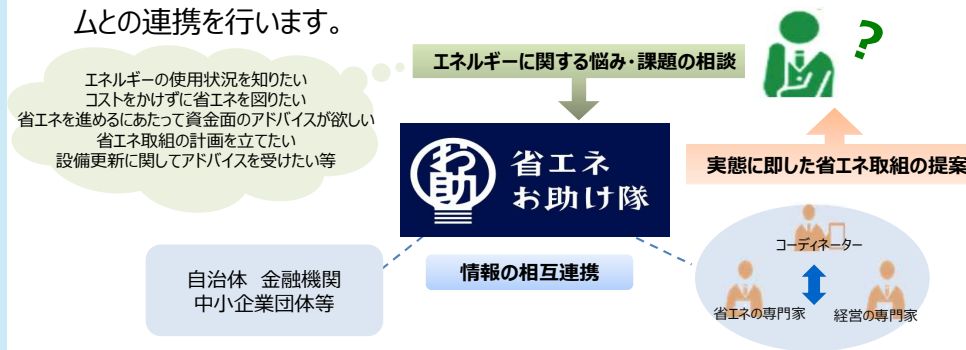
情報提供

- ・成功事例の横展開
- ・エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣



（２）地域のエネルギー利用最適化取組支援事業

- 地域プラットフォーム構築事業（省エネお助け隊）
中小企業等にとって身近な相談先である自治体、金融機関、中小企業団体等と連携し、多様な省エネ相談等に対応できるエネルギー関連の専門家と経営専門家の双方よりエネルギーコストの削減や設備導入に係るアドバイスが可能な体制を地域ごとに整備します。
- プラットフォーム情報提供基盤構築事業
地域プラットフォームから地域内の中小企業、自治体及び金融機関等に省エネ等に関する様々な情報提供を行うとともに、他地域のプラットフォームとの連携を行います。



省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和3年度補正予算額 100.0億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 世界的に石油、LNG、石炭等のエネルギー価格が高騰しており、エネルギー消費機器の高効率化による燃料・電力の消費抑制を図ることが重要です。
- 本事業では、上記を踏まえた緊急的な支援として産業・業務部門における性能の優れた省エネ設備への更新に係る費用の一部を補助することで、需要側における燃料・電力の消費抑制に資する取組を促しエネルギーコストの節減を目指します。

成果目標

- 性能の優れた省エネ機器への更新支援により、エネルギーミックスにおける産業・業務部門の省エネ対策中（2,700万kl程度）、省エネ設備投資を中心とする対策（2,177万kl）の達成に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

省エネ設備への更新等を支援

対象設備（例）

・省エネルギー性能の高い生産設備やユーティリティ設備等



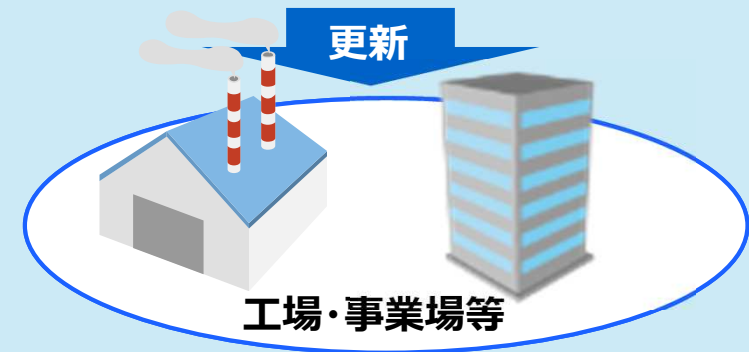
【空調】



【業務用冷蔵庫】



【射出成形機】



エネルギー消費効率の向上

エネルギーコスト減

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和4年度予算案額 **253.2億円（325.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。なお、当該支援に必要な一部業務のサポート事業を実施します。

(A)先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。

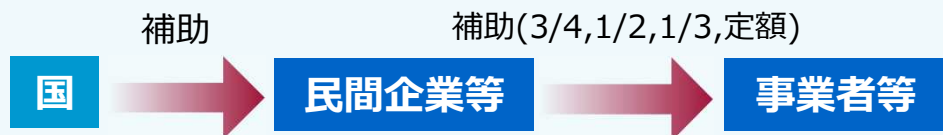
(C)指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業：エネマネ事業者と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で2,155万klの削減に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

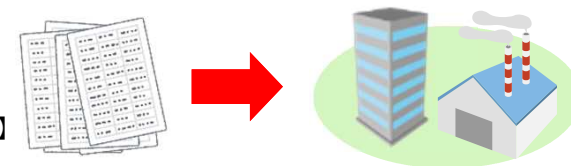


事業イメージ

(A)先進事業

「I. 省エネ技術の先進性」、「II. 省エネ効果」、「III. 導入ポテンシャル」の観点から事前審査・登録された「先進設備・システム」の導入を重点的に支援する。

【先進設備・システム登録リスト】



(B)オーダーメイド型事業

既存設備を機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備の更新を行う省エネ取組を支援。



(C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ設備への更新を支援。



対象設備（例）



(D)エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

■令和3年度の本事業は新たな制度となります。よく理解し、注意して交付申請手続きを行ってください。

手順1

導入予定の設備が①、②、③、④のいずれに該当するかを整理し、単独、または組み合わせて省エネ計画を立てる。

	① 先進設備・システム	② オーダーメイド型設備	③ 指定設備	④ EMS機器
補助対象設備	① 先進設備・システム SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備	② オーダーメイド型設備 機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、 <u>設計図書等の納品物があるもの</u>	③ 指定設備 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したもの エネルギー消費効率 ①高効率空調 ②省エネルギー工業炉 ③省エネルギーボイラ ④高効率ボイラ ⑤高効率モータ ⑥高効率コンプレッサ/冷凍機 生産設備 ⑦省エネルギー照明 ⑧省エネルギー給排水設備 ⑨省エネルギー給排水設備 ⑩省エネルギー給排水設備 ⑪省エネルギー給排水設備 ⑫省エネルギー給排水設備	④ EMS機器 SIIが補助対象設備として公表したエネルギー管理システム

手順2

④を除く、①、②、③の省エネ効果を合算する。

先進設備・システムの省エネ効果	オーダーメイド型設備の省エネ効果	指定設備の省エネ効果	EMSによる省エネ効果
-----------------	------------------	------------	-------------

手順3

「事業要件」及び手順2で算出した省エネ効果がA、B、Cのどの「省エネルギー効果の要件」を満たすかを確認し、申請する事業区分を選択。

事業区分	A 先進事業	B オーダーメイド型事業	C 指定設備導入事業	D エネマネ事業
事業要件	A 先進事業 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムを導入する事業	B オーダーメイド型事業 機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）を導入する事業	C 指定設備導入事業 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業	D エネマネ事業 SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業
省エネルギー効果の要件 ^{※1}	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:30%以上 ②省エネ量:1,000k以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備(①、②、③)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:10%以上 ②省エネ量:700k以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備(①、②、③)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を達成する事業
補助対象経費	設計費、設備費、工事費	設計費、設備費、工事費	設備費	設計費、設備費、工事費
補助率	中小企業者 ^{※2} 2/3以内 大企業 ^{※3} 、その他 ^{※4} 1/2以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	設備種別・性能(能力等)毎に設定する定額の補助	1/2以内 1/3以内
補助金限度額	【上限額】15億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業あたりの上限額は、30億円	【上限額】15億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業あたりの上限額は、30億円(建設費は30億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円/年度 ※複数年度事業は認められない。	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業あたりの上限額は、1億円

※連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

①先進事業、②オーダーメイド型事業において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

～事業区分ごとの申請パターン～

①事業区分A、B、Cの対象設備は単独申請の他、他事業区分の設備を組み合わせて申請することが可能である。

A 先進事業となる申請



①先進事業は、②先進設備・システムを含んでいることが必須。その上で、④単独はもちろん、②や③の対象設備を含めて、事業全体で①先進事業における省エネルギー効果の要件を満たす必要がある。なお、当該事業区分で申請する場合でも、④以外の補助対象設備(②、③)は各事業区分(①、②)の補助率が適用される。

B オーダーメイド型事業となる申請



②オーダーメイド型事業は、②オーダーメイド型設備を含んでいることが必須。その上で、④単独はもちろん、②や③の対象設備を含めて、事業全体で②オーダーメイド型事業における省エネルギー効果の要件を満たす必要がある。なお、当該事業区分で申請する場合でも、④以外の補助対象設備(②)は(②)の設備要件を満たす場合②の補助率が適用され、補助対象設備③は事業区分②の補助率が適用される。

C 指定設備導入事業となる申請



③指定設備のみを導入する場合、③指定設備導入事業として申請する。

②A、B、Cのいずれかの事業区分に、④エネマネ事業を加えて申請することが可能である。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用される。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となる。



(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が減少する事業に限る。
 ※1 ①、②、③事業共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1k以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合はトップランナー基準を満たす設備であること。「エネルギー使用量が1,500k以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。
 ※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の従業員が300人以下の法人。
 ※3 大企業とは会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
 ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において「Sクラス」に該当する事業者
 ※原則、公募開始時点で「令和2年定期報告書」として資源エネルギー庁ホームページにて、Sクラスとして公表されていることが確認できる事業者
 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
 ※4 その他はみなし大企業に該当する法人。会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人であり、かつ従業員が300人超えの法人。

省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金

令和4年度予算案額 12.3億円（12.3億円）

事業の内容

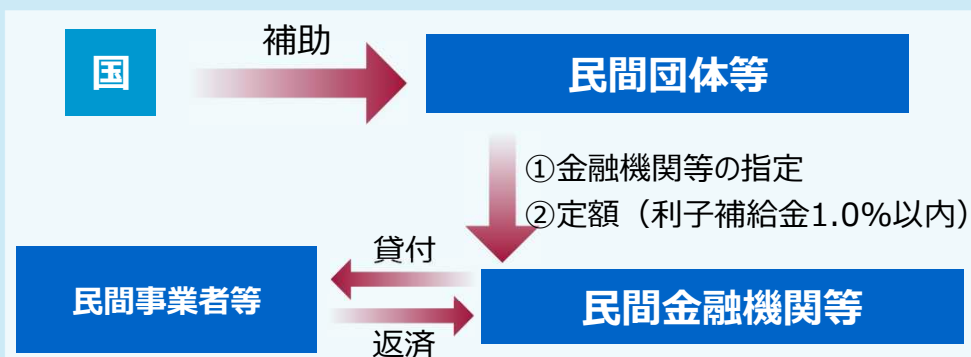
事業目的・概要

- 省エネ設備の新規導入や、省エネ取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進します。
- 具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。

成果目標

- 平成24年度から令和7年度までの事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で2,155万klの削減を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

支援対象事業例① 既設工場への新たなボイラーの増設



エネルギー消費効率の
高いボイラー

増設



既設ボイラー

支援対象事業例② 新設ビルへの設備導入

高効率照明



高効率空調



導入



新設ビル

支援対象事業例③ ソフト面での省エネ取組

エネルギーマネジメントシステム



導入



需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

令和3年度補正予算額 135.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 2030年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向けては、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠です。また、需要家である企業等もSDGs等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。
- こうした中で、特に、需要家が活用しやすく導入が比較的容易な太陽光発電の利用拡大が期待されます。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点で必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていません。
- こうした状況を踏まえ、例えば、発電された電気を長期的に利用する契約を締結することなどにより、需要家が主体的に発電事業者と連携して行う太陽光発電設備の導入を支援し、こうしたモデルの確立・拡大を促します。

成果目標

- 2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

非FIT/FIP・非自己託送による需要家主導型の導入促進

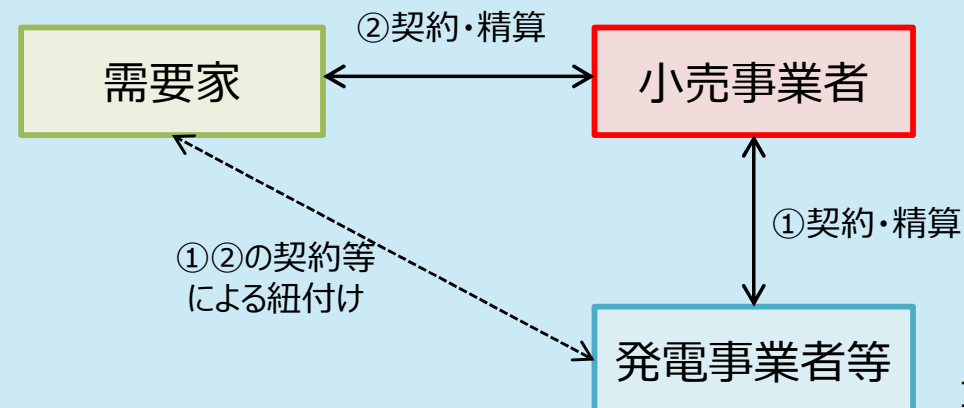
- 再生可能エネルギーの利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度及び自己託送によることなく、再生可能エネルギーを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。

【主な事業要件例】

- ・一定規模（2 MW）以上の新規設置案件※であること
※同一の者が主体となった案件であれば、複数地点での案件の合計も可（1地点当たりの設備規模等についても要件化を検討）
※需要地外（オフサイト）に設置され託送されるものであること
- ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること
※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。
- ・制度と同様に、将来的な廃棄費用の確保の方法、周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の取組を行うこと

等

【対象事業スキームイメージ】



需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

令和4年度予算案額 125.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 2030年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向けては、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠です。また、需要家である企業等もSDGs等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。
- こうした中で、特に、需要家が活用しやすく導入が比較的容易な太陽光発電の利用拡大が期待されます。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点で必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていません。
- こうした状況を踏まえ、例えば、発電された電気を長期的に利用する契約を締結することなどにより、需要家が主体的に発電事業者と連携して行う太陽光発電設備の導入を支援し、こうしたモデルの確立・拡大を促します。

成果目標

- 令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

非FIT/FIP・非自己託送による需要家主導型の導入促進

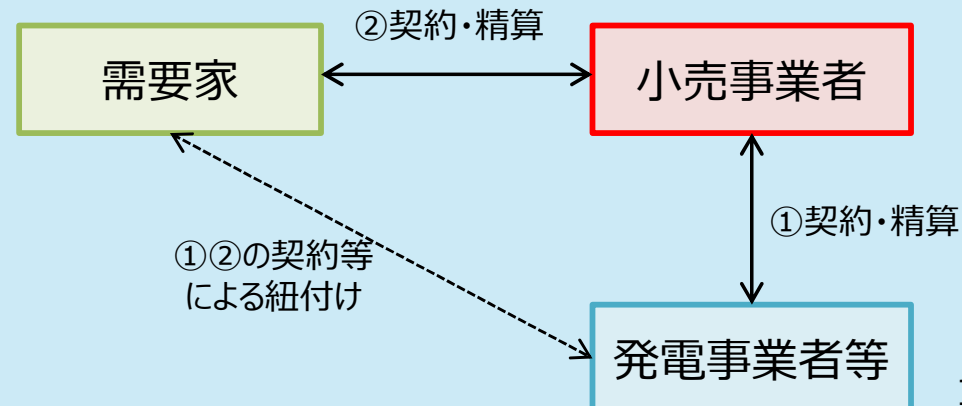
- 再生可能エネルギーの利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度及び自己託送によることなく、再生可能エネルギーを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。

【主な事業要件例】

- 一定規模（2 MW）以上の新規設置案件※であること
※同一の者が主体となった案件であれば、複数地点での案件の合計も可（1地点当たりの設備規模等についても要件化を検討）
※需要地外（オフサイト）に設置され託送されるものであること
- FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- 需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること
※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。
- 制度と同様に、将来的な廃棄費用の確保の方法、周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の取組を行うこと

等

【対象事業スキームイメージ】



洋上風力発電人材育成事業

令和4年度予算案額 **6.5億円（新規）**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 風力政策室

事業の内容

事業目的・概要

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーを最大限導入することが必要です。特に、洋上風力発電は、再生可能エネルギー主力電源化の鍵となっています。
- 再エネ海域用法の制定や、「洋上風力産業ビジョン」及び「グリーン成長戦略」における「2030年までに1000万kW、2040年までに3000万～4500万kWの案件形成」という目標設定に伴い、今後、我が国における洋上風力発電の導入拡大が見込まれています。
- 長期的、安定的に洋上風力発電を普及させていくにあたっては、風車製造関係のエンジニア、洋上工事や調査開発に係る技術者、メンテナンス作業員等、幅広い分野における人材が必要となります。
- 一方で、現状、日本では、洋上風力に関するノウハウ等の体系化は不十分であり、洋上風力に特化した専門的、実践的な教育機関が不足しています。
- このため、本事業では、洋上風力人材育成のための教育プログラムの開発への支援を行うとともに、洋上風力人材の訓練施設等の整備を支援します。

成果目標

- 洋上風力人材の育成に資する教育プログラムの開発と訓練施設の整備を4件程度支援します。

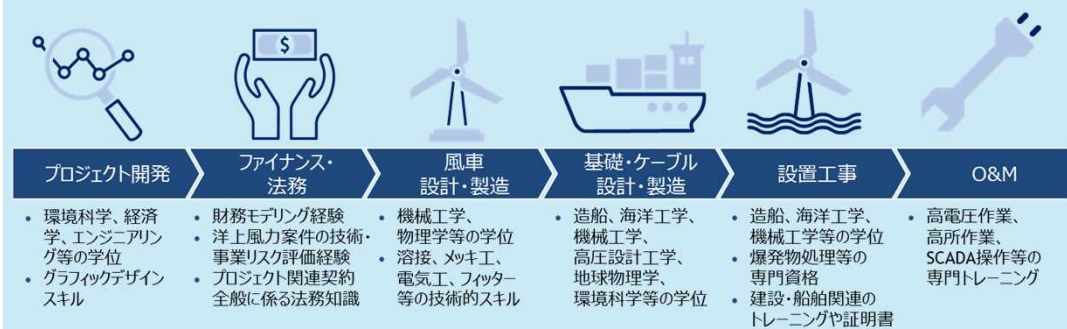
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

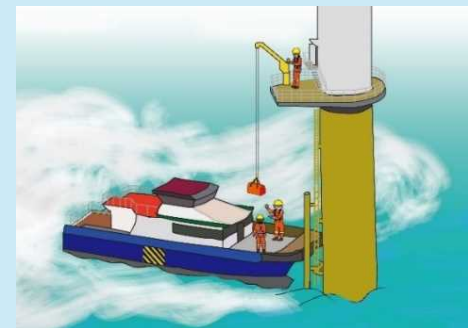
- 大学、高専等の教育機関と産業界が一体となり、学生や社会人等に対して洋上風力関連スキルの習得やスキル転換を図っていくために、カリキュラム等を開発する取組に対し、関連費用を支援します。
- 特に、事業開発（ファイナンス・法務含む）・風車設計・建設・メンテナンス等の分野別に必要となるカリキュラムの策定を支援します。

洋上風力関連スキルの例



- また、作成したカリキュラムの実施に必要な、風車設備のメンテナンスや洋上作業に係る訓練を行うための施設等の整備費用を支援します。

洋上作業の例

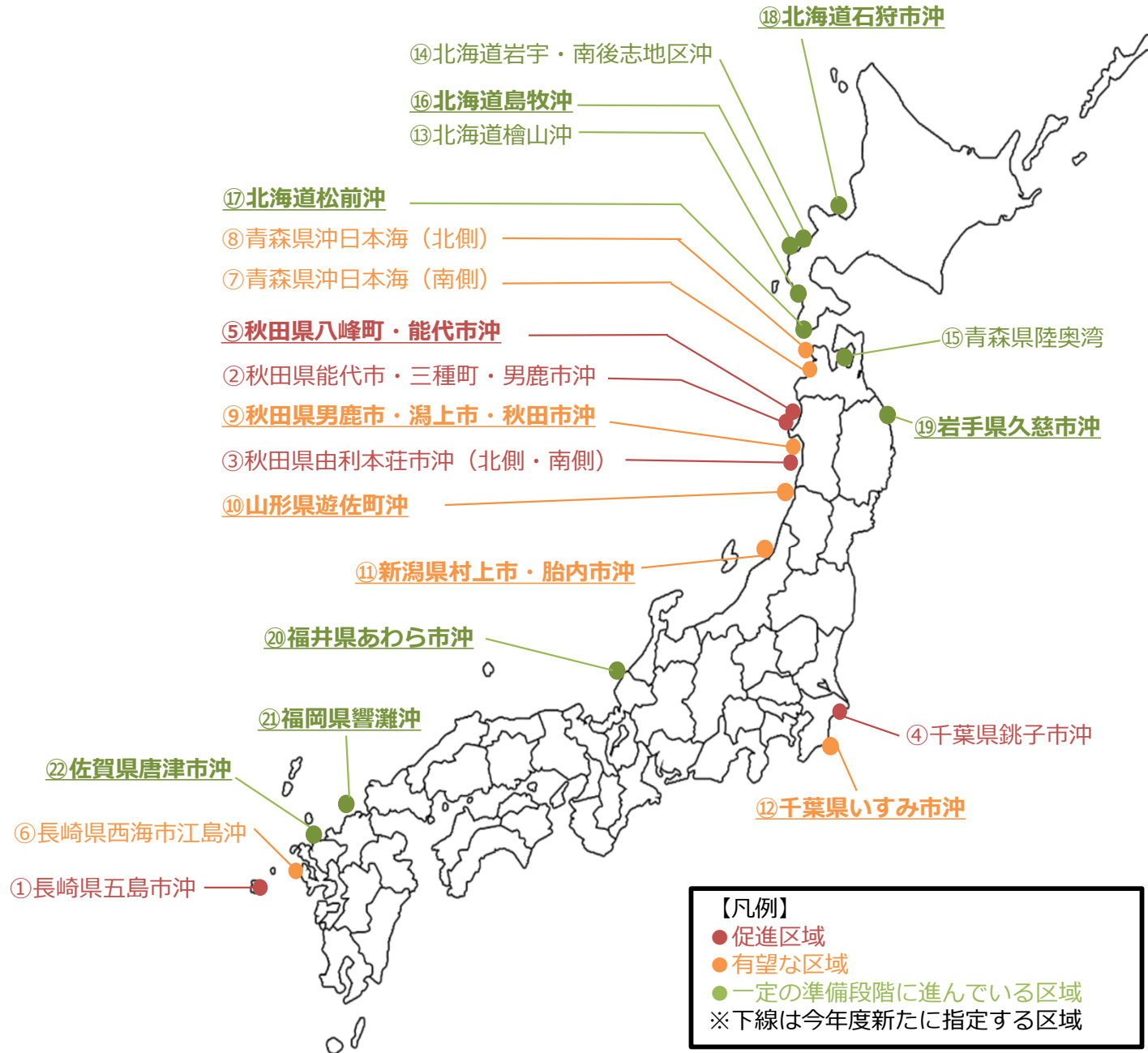


高所作業訓練の例



令和3年度の整理を踏まえた区域の状況

促進区域、有望な区域等の指定・整理状況 (2021年9月13日)



区域名	
促進区域	①長崎県五島市沖
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖
	③秋田県由利本荘市沖（北側・南側）
	④千葉県銚子市沖
	<u>⑤秋田県八峰町・能代市沖</u>
有望な区域	⑥長崎県西海市江島沖
	⑦青森県沖日本海（南側）
	⑧青森県沖日本海（北側）
	<u>⑨秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖</u>
	<u>⑩山形県遊佐町沖</u>
	<u>⑪新潟県村上市・胎内市沖</u>
<u>⑫千葉県いすみ市沖</u>	
一定の準備段階に進んでいる区域	⑬北海道檜山沖
	⑭北海道岩宇・南後志地区沖
	⑮青森県陸奥湾
	<u>⑯北海道島牧沖</u>
	<u>⑰北海道松前沖</u>
	<u>⑱北海道石狩市沖</u>
	<u>⑲岩手県久慈市沖（浮体）</u>
	<u>⑳福井県あわら市沖</u>
	<u>㉑福岡県響灘沖</u>
	<u>㉒佐賀県唐津市沖</u>

クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金

令和3年度補正予算額 375.0億円

(1) (2) 製造産業局 自動車課

(3) 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
水素・燃料電池戦略室

事業の内容

事業目的・概要

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。早期に電気自動車や燃料電池自動車等の需要創出や車両価格の低減を促すと同時に、車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることが喫緊の課題です。
- 本事業では、導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出・量産効果による価格低減を促進します。
- また、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備等の購入費及び工事費、水素ステーションの整備費及び運営費を補助します。

成果目標

- 「グリーン成長戦略」等における、2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。
- また、車両の普及に必要な不可欠なインフラとして、充電インフラを2030年までに15万基、水素充てんインフラを、2030年までに1,000基程度整備します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額）

補助（定額,2/3.1/2等）

国

民間団体等

購入者、設置
事業者等

事業イメージ

(1) クリーンエネルギー自動車導入事業

電気自動車

※補助対象例



プラグインハイブリッド自動車

燃料電池自動車



(2) 充電インフラ整備事業



急速充電器



普通充電器
(スタンド型)



普通充電器
(コンセント型)

※補助対象例

(3) 水素充てんインフラ整備事業

【小規模】

【中規模】

【大規模】

※補助対象例



クリーンエネルギー自動車導入促進等補助金

令和4年度予算案額 155.0億円（155.0億円）

(1)製造産業局 自動車課
(2)製造産業局 自動車課
素材産業課
金属課
商務情報政策局 電池産業室

事業の内容

事業イメージ

事業目的・概要

(1) クリーンエネルギー自動車導入事業

- 我が国のCO2排出量の約2割を占めている運輸部門のCO2削減のため、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。加えて、安全性を向上させる高度な機能や、災害に非常用電源としても活用できる機能を有した車両もあり、クリーンエネルギー自動車の普及は、社会全体のレジリエンス等向上にも重要です。
- また、こうした自動車の電動化等の鍵となる蓄電池について、安定・強靱なサプライチェーンを構築することが不可欠です。
- 本事業では、(1)初期需要の創出・量産効果による価格低減のため、クリーンエネルギー自動車の購入費用の一部、(2)車載用をはじめとした国内の蓄電池のサプライチェーン強靱化のため、建物・設備への投資及び生産技術等に関する研究開発費用の一部、を補助します。

※補助対象例

燃料電池自動車

電気自動車



プラグインハイブリッド自動車

クリーンディーゼル自動車



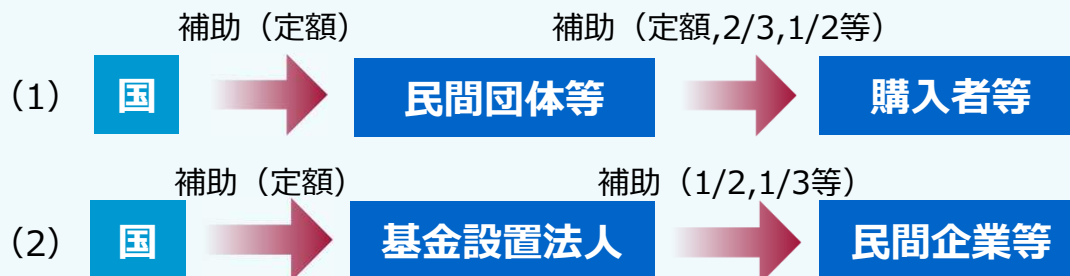
成果目標

(2) 蓄電池の先端生産技術導入・開発促進事業

- 令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、「グリーン成長戦略」等における、2035年までに新車販売に占める乗用車を電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。

- 先端的な蓄電池・材料の生産技術、リサイクル技術を用いた大規模製造拠点を国内に立地する事業者に対し、そのために必要となる建物・設備への投資及びこうした生産技術等に関する研究開発に要する費用を補助します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備 事業費補助金 令和4年度予算案額 90.0億円（110.0億円）

(1) 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
水素・燃料電池戦略室
(2) 資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課 (※)
(※) SS事業者窓口

事業の内容

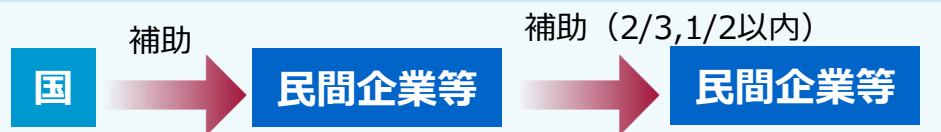
事業目的・概要

- 水素を燃料とする次世代自動車である燃料電池自動車（FCV）は、国内外の自動車メーカーによって、開発競争が進められ、日本では、平成26年12月に世界に先駆けて量産車の販売が開始されました。
- 本事業では、世界に先駆けたFCVの自立的な普及を目指すため、水素ステーションの整備費用の一部を補助※¹することで、水素ステーションの整備を加速させます。比較的大きな水素需要が見込まれる四大都市圏を中心とした地域や都市間等を繋ぐ地域に加え、未整備地域についても、地方自治体等との連携を進めつつ、小型の水素ステーションなど、戦略的な整備を図ります。さらに、従来 of 乗用車向けに加え、今後普及が見込まれるFCトラック向けの大規模な水素ステーションや、既設ステーションの拡張等の整備費用の一部へも補助をします。
- また、FCVの普及拡大や新規事業者の水素供給ビジネスへの参入促進を図るため、水素ステーションを活用した普及啓発活動やFCVユーザーの情報の収集・共有等、FCVの需要を喚起するための活動に必要な費用の一部を補助※²します。

成果目標
※1 1/2～2/3以内（上限有り）
※2 2/3以内（上限有り）

- 本事業を通じて、四大都市圏等を中心とした地域において令和7年度までに累計320箇所の水素ステーションの確保を目指します。

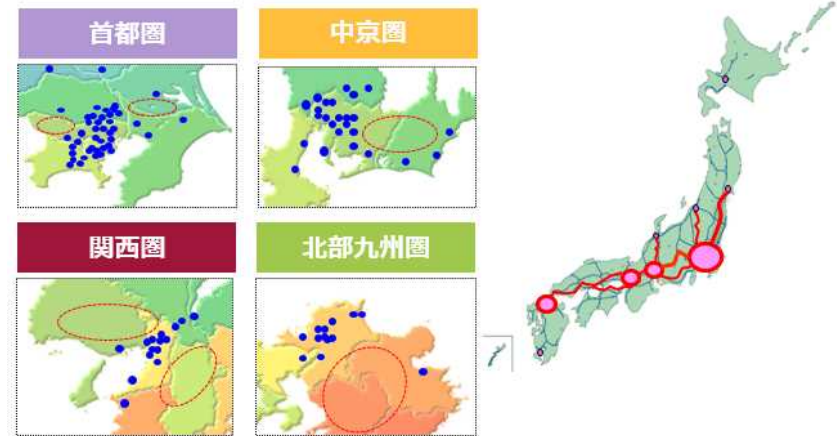
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 四大都市圏等を接続

- 民間企業等の取組とも連携しつつ、四大都市圏等を結ぶ幹線沿いを中心に水素ステーションを整備。



※上記囲み部分は水素ステーション未整備地域のイメージを示す

【水素ステーションの整備状況（整備中含む）計169箇所】
 ・関東圏 : 62箇所
 ・中京圏 : 52箇所
 ・関西圏 : 23箇所
 ・九州圏 : 20箇所
 ・その他 : 12箇所 ※令和3年11月末時点
 (幹線沿等)

(2) 需要等に応じた異なる仕様のSTを整備

- 将来の自立化を念頭に、供給能力別に水素ステーションの整備を補助。未整備地域へも戦略的に整備。



小規模
水素ステーション



中規模
水素ステーション



大規模
水素ステーション

イノベーションの推進による 科学技術立国の実現

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業

令和4年度予算案額 7.2億円（6.0億円）

事業の内容

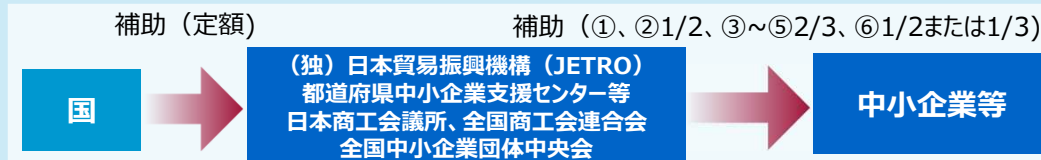
事業目的・概要

- 中小企業等の外国出願費用及び海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における中小企業等の権利取得及び権利行使の促進を図ります。
 - 外国出願費用を助成することにより、権利取得を促進します（①外国出願支援）。
 - 外国出願における中間手続費用を助成することにより、権利化を促進します（②審査請求・中間応答支援）。
 - 海外での模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用を補助することにより、模倣品対策を促進します（③模倣品対策支援）。
 - 海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（④防衛型侵害対策支援）。
 - 冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用を補助することにより、中小企業等の海外展開を支援します（⑤冒認商標無効・取消係争支援）。
 - 海外で現地企業から訴訟を提起された場合等の訴訟に係る費用を担保する保険制度の保険料を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（⑥海外知財訴訟保険）。

成果目標

- ①外国出願支援については、助成した出願に関する外国における産業財産権取得率70%（審査結果判明分）を目指します。
- ②審査請求・中間応答支援については、助成した案件に関する外国における産業財産権取得率70%（審査結果判明分）を目指します。
- ③侵害対策支援については、警告や行政摘発を行いたいとする模倣品対策申請案件のうち、実施に至った支援件数が半数以上になることを目指します。
- ④海外知財訴訟保険については、加入件数125件を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



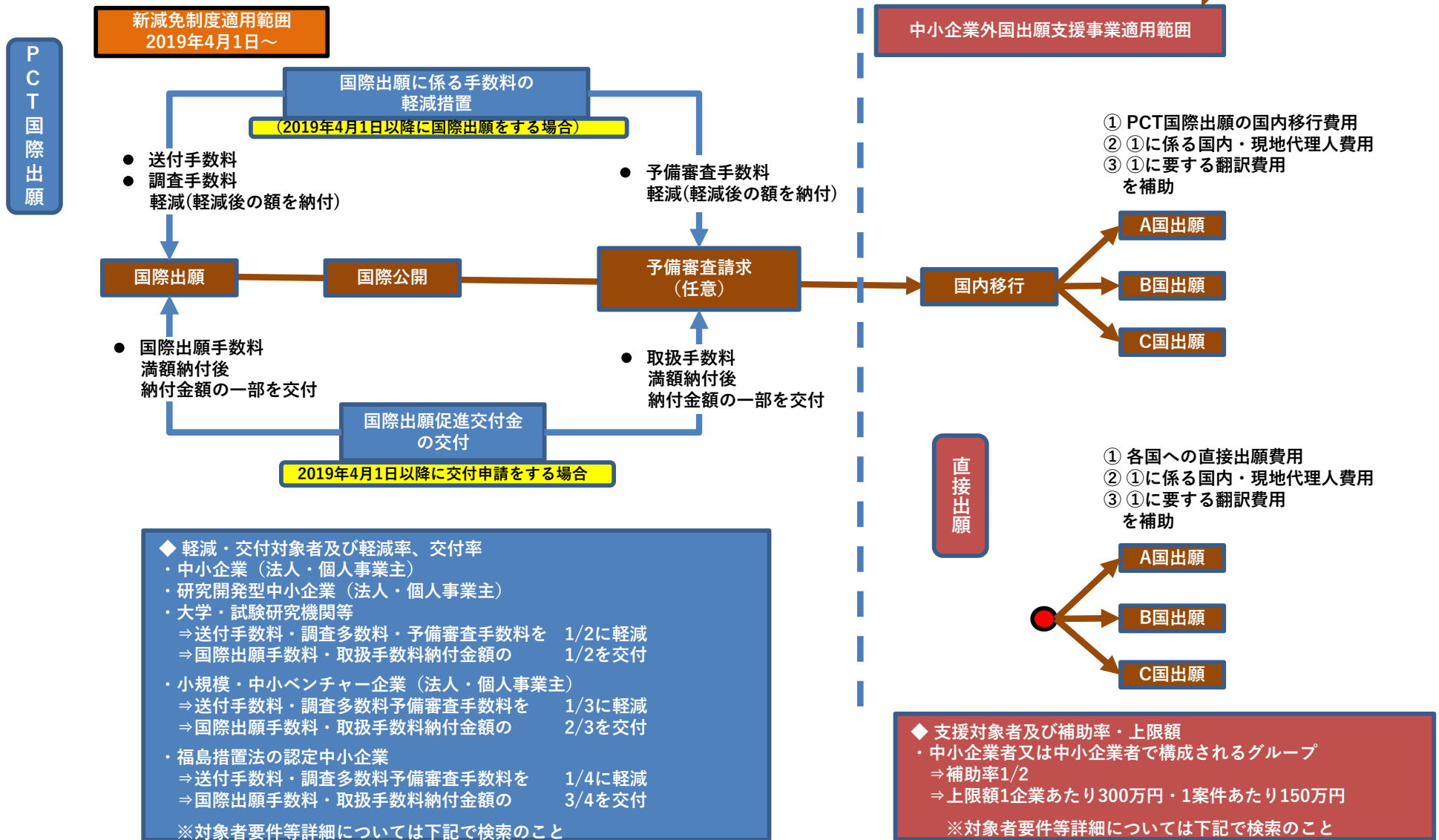
事業イメージ

	補助率	補助金上限額	補助対象経費
①外国出願支援	1/2	1企業300万円 特許150万円 実・意・商60万円 冒認商標30万円	外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用
②審査請求・中間応答支援	1/2	審査請求 1企業60万円 1案件20万円 中間応答 1企業30万円	外国特許庁への審査請求に要する費用、中間応答に要する費用、翻訳費用、中間手続に要する国内代理人・現地代理人費用
③模倣品対策支援	2/3	400万円	模倣品の流通経路、製造元等の調査費、警告状の作成費、行政機関への取締申請に係る費用
④防衛型侵害対策	2/3	500万円	弁護士への相談、訴訟準備、訴訟に係る費用
⑤冒認商標・取消係争支援	2/3	500万円	異議申立、無効・取消審判請求に係る費用
⑥海外知財訴訟費用保険事業	1/2 (2年目以降 1/3)	-	海外知財訴訟費用保険の加入に要する掛金

(参考)

国際出願に係る費用減免（交付）制度及び支援事業（特許）

PCT国際出願手続きの流れ



軽減申請書の作成方法、紙出願の場合の軽減申請方法などは・・・

国際出願 軽減 2019年



で検索！

交付申請書の作成方法など国際出願促進交付金の交付申請方法は・・・

国際出願 交付金 2019年



で検索！

外国出願補助金 支援の流れや支援対象要件等については・・・

外国出願補助金



で検索！

地域の技術シーズ等を活用した研究開発型スタートアップ支援事業

令和3年度補正予算案額 **33.5億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 日本経済が、DXやCNの流れに対応しながら成長を続けるためには、地域に眠る技術シーズ等を十分に活用しながら連続的なイノベーションを起こしていくことが必要です。そのため、イノベーションの担い手であるスタートアップの徹底支援を通じて、新たなビジネス、産業の創出を進めることは喫緊の課題です。
- 他方で、地域の技術シーズをスタートアップの創出につなげることや、CNに代表されるようなビジネスモデルの構築が一筋縄ではいかない領域におけるスタートアップの成長は、先行事例も限定的であり、容易ではありません。
- そのため、(1) シーズの開発に取り組むスタートアップの創出支援、(2) シード・アーリー期のスタートアップの迅速なミドル・レイター期への移行に向けたビジネスモデル構築に向けた支援に取り組みます。

成果目標

- 支援終了1年以内に次のステージの資金調達に成功する割合が5割以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) シーズ発掘及びその実用化に向けた支援

- 地域に眠る技術シーズ等を、起業により社会実装するための実用研究フェーズの費用について、ステージゲート型の補助により支援します。
- 補助率：定額 補助額（上限）：2,000万円

(2) ミドル・レイター期への迅速な移行に向けたビジネスモデル構築支援

- 事業シーズを有するスタートアップが事業化・拡大期（ミドル・レイター期）へ迅速に移行できるよう、VCや事業会社等の外部投資家による支援を受けて行うビジネスモデル構築に係る費用を補助します。
- 補助率：2/3 補助額（上限）：2.0億円

※ (1)・(2)ともに、以下の要件を満たす案件は採択審査において加点。

- ① 環境的価値がつくため、ビジネスモデルの構築に、より一層の課題があるエネルギー・環境分野の案件
- ② 技術シーズの活用など、地域の大学や企業等との連携を行う案件

事業の内容

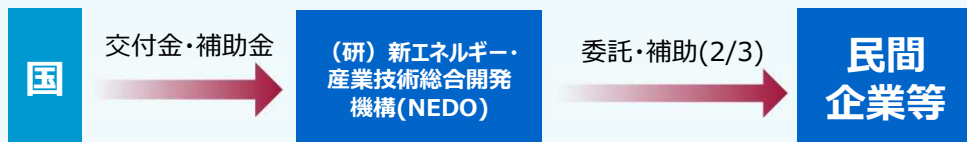
事業目的・概要

- Society5.0の実現に向け、イノベーションの担い手であるスタートアップ企業は重要な存在です。特に、研究開発型スタートアップは、スピード感を持った果敢な研究開発や技術の社会実装により、技術イノベーションの担い手として期待される存在で、その創出や成長のための環境整備が重要です。
- しかし、研究開発に要する期間の長さ、資金調達の難しさ、成功ノウハウ蓄積の少なさなど、研究開発型スタートアップを取り巻く環境は依然として厳しく、自律的に創出・成長が繰り返される「エコシステム」の構築は未だ不十分です。
- このため、本事業では、J-startup(※)に選出されるような急成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップに対し、その事業段階に応じて、関係者のコミットを得ながら実用化開発や社会実装等に係る費用等を支援すること(STS/PCA)や、民間有識者の知見も活用しつつ、政策課題から設定した研究開発テーマについて、事業化・成長可能性の高い技術シーズをステージゲートにより選抜しながら、研究開発計画の実現可能性調査から連続的に支援すること(SBIR)で、成功モデルの創出とエコシステムの構築を目指します。

成果目標

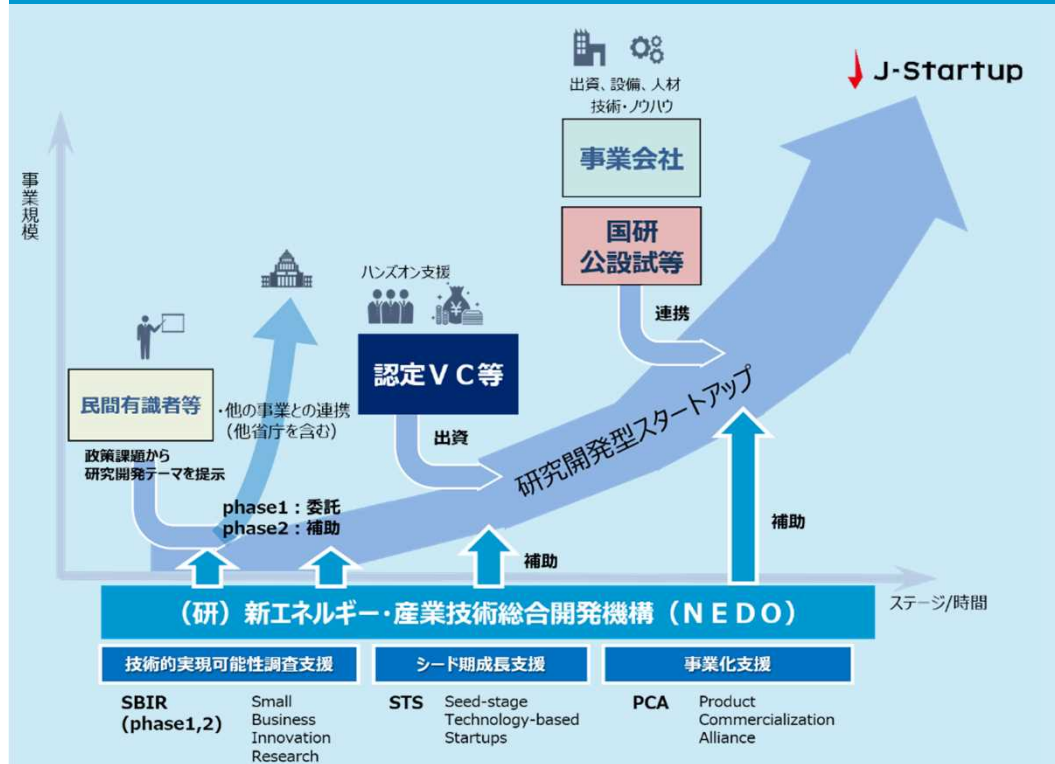
- ① 事業年度毎の支援終了1年以内に次のステージの資金調達に成功する割合が5割 (STS/PCA)
- ② NEDOが本事業を開始する前と比較して、認定VCの研究開発型スタートアップに対する投資額が2倍 (STS/PCA)
- ③ 本事業のフェーズ1で研究開発を実施し、他省庁事業も含めフェーズ2に移行した事業者の、事業終了後5年での実用化率が30%以上 (SBIR)

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



※「J-Startup」とは、グローバルで活躍できるスタートアップ企業を官民により集中支援する取り組みです。

事業イメージ



<SBIR>

- 政策課題から研究開発型スタートアップに適した研究開発テーマを設定し、ステージゲートを通して、事業化・成長可能性の高い研究開発シーズを実現可能性調査から段階的に選抜し、連続的に支援

<STS>

- NEDOが認定したVCからの出資を受けた研究開発型スタートアップに対して、実用化開発、試作品製作等に係る費用の一部を助成

<PCA>

- 事業会社や研究機関と連携して研究を行う研究開発型スタートアップに対して、事業化を進めるために必要な費用の一部を助成

経済回復に向けた支援

中小企業等事業再構築促進事業

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816

令和2年度第3次補正予算額 **1兆1,485億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等) ※本事業では電子申請のみを受け付けます。



事業イメージ

補助対象要件

- ①申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- ②自社の強みや経営資源(ヒト/モノ等)を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠)※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠)※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. 中小企業(卒業枠)：400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. 中堅企業(グローバルV字回復枠)：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、**15%以上減少**している中堅企業。

②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクリプション事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

1. 事業目的、申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

(1) 売上が減っている

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。
- 売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参照ください。

(2) 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

(3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（P9参照）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（グローバルV字回復枠は5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（同上5.0%）以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。

2-1. 予算額、補助額、補助率（通常枠、卒業枠、グローバルV字回復枠）

- 予算額として、令和2年度第3次補正予算で、1兆1,485億円が計上されています。

通常枠の補助額・補助率

従業員	補助額	補助率
20人以下	100万円～4,000万円	中小企業：2/3（6,000万円超は1/2） 中堅企業：1/2（4,000万円超は1/3）
21～50人	100万円～6,000万円	
51人以上	100万円～8,000万円	

卒業枠・グローバルV字回復枠の補助額・補助率

申請枠	補助対象者	補助額	補助率
卒業枠	中小企業	6,000万円超～1億円	2/3
グローバルV字回復枠	中堅企業	8,000万円～1億円	1/2

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する中小企業向けの特別枠。

グローバルV字回復枠とは

100社限定。売上高が15%以上減少しており、グローバル展開を果たす事業を通じて、付加価値額年率5.0%以上増加を達成することを通じてV字回復を果たす事業者向けの特別枠

【注】「卒業枠（中小企業）」と「グローバルV字回復枠（中堅企業）」については、不採択の場合、それぞれ「通常枠」で再審査されます（「通常枠」の補助額の範囲内）。

2-2. 予算額、補助額、補助率（大規模賃金引上枠）

- 多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等を対象とした「大規模賃金引上枠」により、最大1億円まで支援します。
- 「大規模賃金引上枠」で不採択となったとしても、「通常枠」で再審査します。

大規模賃金引上枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件（P28参照）を満たし、かつ以下の①及び②を満たすこと

- ① 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること
- ② 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助対象者	補助金額	補助率
従業員数101人以上の 中小企業・中堅企業	8,000万円超～1億円	中小企業：2/3（6,000万円超は1/2） 中堅企業：1/2（4,000万円超は1/3）

「大規模賃金引上枠」に申請されて、不採択となった事業者については、通常枠で再審査いたします。

【注】「大規模賃金引上枠」は、150社限定となります。

2-3. 予算額、補助額、補助率（緊急事態宣言特別枠と通常枠の加点）

- 令和3年の緊急事態宣言により深刻な影響を受けた中小企業等については、「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。
- 「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、「通常枠」で再審査します。

緊急事態宣言特別枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件（P28参照）を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1月～9月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している事業者

※売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参照ください。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

「特別枠」に申請されて、不採択となった事業者については、加点の上、通常枠で再審査いたします。
なお、上記の要件を満たす事業者で、「通常枠」のみに申請された場合でも、加点措置を行います。

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。

2-4. 予算額、補助額、補助率（最低賃金枠）

- 最低賃金の引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等を対象とした「最低賃金枠」を設け、補助率を引き上げます。
- 「最低賃金枠」は、加点措置を行い、緊急事態宣言特別枠に比べて採択率において優遇されます。

最低賃金枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件（P28参照）を満たし、かつ以下の①及び②を満たすこと

- ① 2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金 + 30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること
 - ② 2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること
- ※売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参照ください。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

○「最低賃金枠」は、緊急事態宣言特別枠に比べて採択率において優遇されます。

○「最低賃金枠」に申請されて、不採択となった事業者については、通常枠で再審査いたします。

(参考) 中小企業の範囲、中堅企業の範囲

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、資本金10億円未満の会社です。

中小企業の範囲

製造業その他： 資本金 3 億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人
卸売業： 資本金 1 億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人
小売業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人
サービス業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注3】企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等も支援の対象です。

中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社

3-1. 事業再構築の類型ごとの定義

新分野展開の定義

中小企業等が主たる業種(※1)又は主たる事業(※2)を変更することなく、新たな製品等を製造等することにより、新たな市場に進出すること

(※1) 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

(※2) 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業

(日本標準産業分類の詳細は、「1.1. (参考) 日本標準産業分類とは」を参照してください。)

事業転換の定義

中小企業等が新たな製品等を製造等することにより、主たる業種 (※1) を変更することなく、主たる事業 (※2) を変更すること

(※1) 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

(※2) 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業

(日本標準産業分類の詳細は、「1.1. (参考) 日本標準産業分類とは」を参照してください。)

業種転換の定義

中小企業等が新たな製品を製造することにより、主たる業種 (※1) を変更すること

(※1) 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

(日本標準産業分類の詳細は、「1.1. (参考) 日本標準産業分類とは」を参照してください。)

3 - 1. 事業再構築の類型ごとの定義

業態転換の定義

製品等の製造方法等を相当程度変更すること

事業再編の定義

会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うこと

各類型の詳細は「事業再構築指針の手引き」をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/shishin_tebiki.pdf

(参考) 飲食業での活用例 (業態転換)

飲食業

コロナ前

コロナ後

居酒屋を経営していたところ、
コロナの影響で売上が減少

業態
転換

店舗での営業を廃止。
オンライン専用の**弁当の宅配事業**
を新たに開始。



補助経費の例：店舗縮小に係る**建物改修**の費用

新規サービスに係る**機器導入費**や**広告宣伝**のための費用など

※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

(参考) 小売業での活用例 (業態転換)

小売業

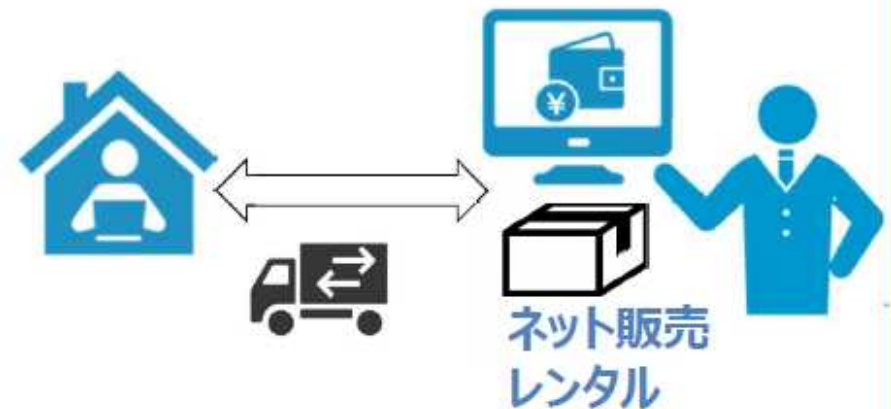
コロナ前

コロナ後

紳士服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少。

業態
転換

店舗での営業を縮小し、紳士服の
ネット販売事業やレンタル事業に、
業態を転換。



補助経費の例：店舗縮小に係る**建物改修**の費用

新規オンラインサービス導入に係る**システム構築**の費用など

※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

(参考) サービス業での活用例 (新分野展開)

サービス業

コロナ前

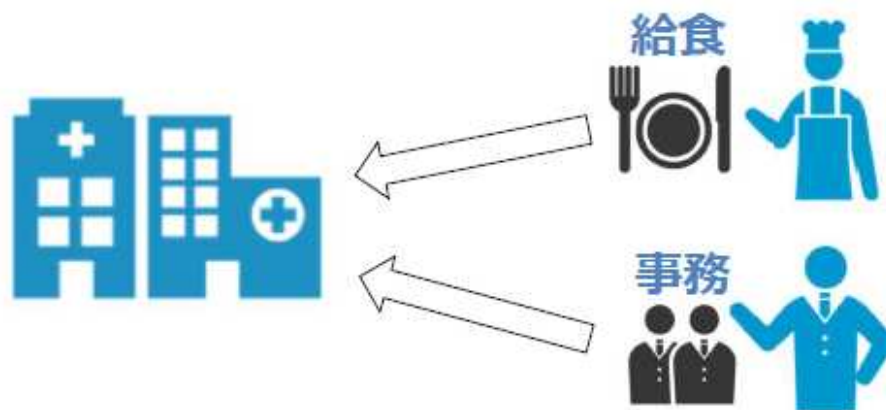
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野
展開

コロナ後

デイサービス事業を他社に譲渡。
別の企業を買収し、病院向けの給食、
事務等の受託サービス事業を開始。



補助経費の例：建物改修の費用

新サービス提供のための機器導入費や研修費用など

(参考) 製造業での活用例 (新分野展開)

製造業

コロナ前

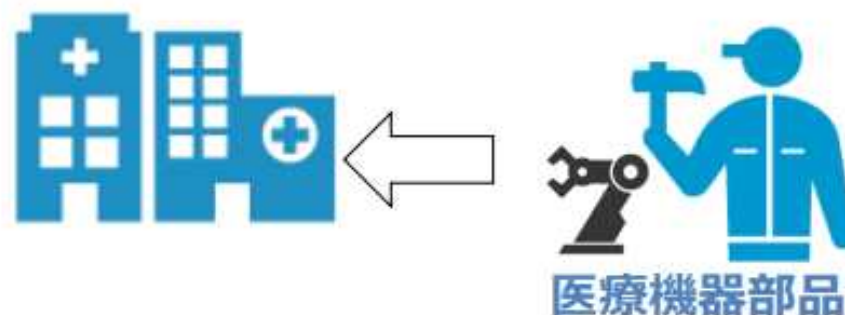
航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少。



新分野
展開

コロナ後

既存事業の一部について、関連設備の廃棄等を行い、医療機器部品製造事業を新規に立上げ。



補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用
製造のための新規設備導入にかかる費用
新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

3-2. 事業再構築の類型と要件について

事業再構築の類型と申請に当たってお示しいただく内容の全体像は、以下の通りです。

事業再構築の類型	必要となる要件
新分野展開	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③新事業売上高10%等要件
事業転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
業種転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
業態転換	製造方法の変更の場合 ①製造方法との新規性要件、②製品の新規性要件、④新事業売上高10%等要件
	提供方法の変更の場合 ①製造方法との新規性要件、③商品等の新規性要件又は設備撤去等要件、④新事業売上高10%等要件
事業再編	①組織再編要件、②その他の事業再構築要件



要件名	申請に当たってお示しいただく内容
製品等（製品・商品等）の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと、②製造等に用いる主要な設備を変更すること、③定量的に性能又は効能が異なること（※1）
市場の新規性要件	既存製品等と新製品の代替性が低いこと
新事業売上高10%等要件	新たな製品等の（又は製造方法等の）売上高が総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となること
売上高構成比要件	新たな製品等の属する事業（又は業種）が売上高構成比の最も高い事業（又は業種）となること
製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと、②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること、定量的に性能又は効能が異なること（※2）
設備撤去等要件	既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小を伴うもの
組織再編要件	「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」等を行うこと
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと

4. 事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

(1) 事業計画に含めるべきポイントの例

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）



具体的な審査項目は、公募要領に掲載されています。事業実施体制・財務の妥当性、市場ニーズの検証、課題解決の妥当性、費用対効果、再構築の必要性、イノベーションへの貢献、経済成長への貢献などが審査項目となっています。

(2) 認定経営革新等支援機関とは

- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- 全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- 以下URLのホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



5. 補助対象経費

- 事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応規模の投資をしていただくこととなります。
- 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるものである必要があります。

（1）補助**対象**経費の例

- 建物費（建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復、貸し工場・貸店舗等の一時移転）
- 機械装置・システム構築費（設備、専用ソフトの購入やリース等）、クラウドサービス利用費、運搬費
- 技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、知的財産権等関連経費
- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、専門家経費 ※応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 研修費（教育訓練費、講座受講等）

【注】一過性の支出と認められるような支出が補助対象経費の大半を占めるような場合は、原則として本事業の支援対象にはなりません。

（2）補助**対象外**の経費の例

- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- フランチャイズ加盟料、販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

6. スケジュールと準備

- 第5回公募について、公募開始は1月20日、申請受付開始は2月中旬（予定）、応募締切は3月24日です。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。

申請に向けた準備

● 電子申請の準備

申請はjGrants（電子申請システム）で受け付けます。GビズIDプライムアカウントの発行に時間を要する場合がありますので、早めのID取得をお勧めします。GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、本事業では、早期の発行が可能な「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請も可能です。

（詳細は、公募要領をご覧ください。）



● 事業計画の策定準備

一般に、事業計画の策定には時間がかかります。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

● 認定経営革新等支援機関との相談

認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

中小企業等事業再構築促進事業

令和3年度補正予算案額 **6,123億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
最低賃金枠 （最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援）	500万円、1,000万円、 1,500万円（※2）	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 （引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援）		
通常枠 （事業再構築に取り組む事業者に対する支援）	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 （※2）	中小2/3、 中堅1/2 （※3）
大規模賃金引上枠 （多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援）	1億円	
グリーン成長枠 （研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援）	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

（※1） 補助下限額は100万円 （※2） 従業員規模により異なる
（※3） 6,000万円超は1/2（中小のみ）、4,000万円超は1/3（中堅のみ）

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

事業再構築補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

※以降は補正予算成立が前提であり、今後内容が変更になる場合がある。

1. 売上高10%減少要件の緩和

第6回から

売上高10%減少要件について、「**2020年10月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が**コロナ以前と比較して5%以上減少していること**」を撤廃し、「**2020年4月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、**コロナ以前と比較して10%以上減少していること**」のみを要件とするよう要件を緩和。

2. 回復・再生応援枠の新設

第6回から

引き続き業況が厳しい事業者（※1）や**事業再生に取り組む事業者**（※2）を対象とした申請類型を新設し、最大1,500万円（※3）まで、**補助率を3/4に引上げ**（通常枠は2/3）手厚く支援。また、**主要な設備の変更を求めている要件を課さないこと**とし、事業再構築に取り組むハードルを緩和する。

なお、これに伴い**緊急事態宣言特別枠は廃止**。

- （※1）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%減少
- （※2）再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）
- （※3）従業員規模に応じ、500万円、1,000万円又は1,500万円

3. グリーン成長枠の新設

第6回から

グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象（※）に、**補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた**（従来は1億円）新たな申請類型を創設。グリーン成長枠は**売上高10%減少要件を課さない**。なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止。

- （※）事業再構築の内容が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、研究開発・技術開発又は人材育成をあわせて行うことで、付加価値額年率5.0%以上（通常枠は3.0%以上）の増加を目指す場合

4. 通常枠の補助上限額の見直し

第6回から

限られた政策資源でより多くの事業者を支援するため、**通常枠の補助上限額**について、従業員規模に応じ、従来の**4,000万円、6,000万円、8000万円から2,000万円、4,000万円、6,000万円、8000万円**に見直し。

5. その他運用改善等

①引き続き継続

②第5回から

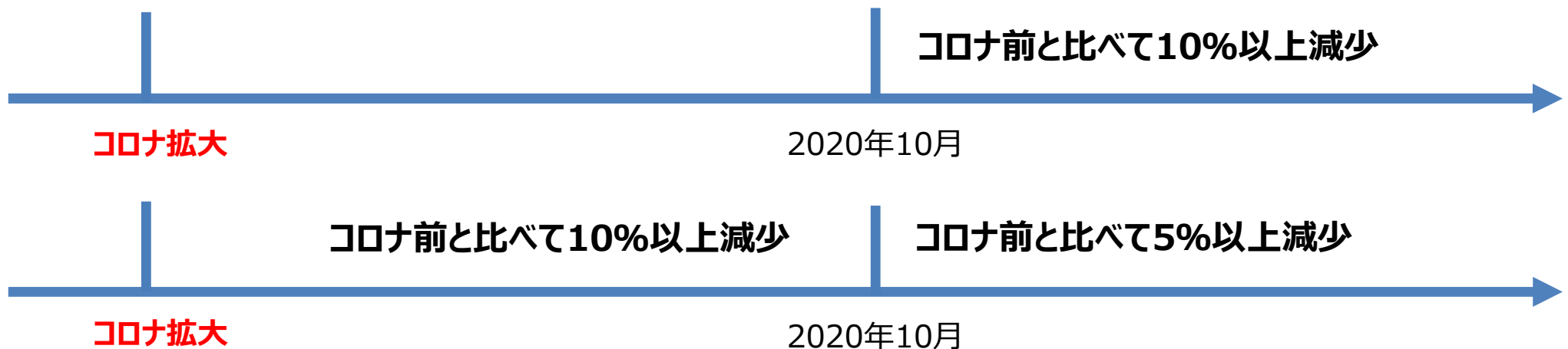
- ① **最低賃金枠、大規模賃金引上げ枠は維持**し、賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援。
- ② 事業再構築で**新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上**となる事業計画を策定することを求めている要件について、**付加価値額の15%以上でも認めること**とするとともに、**売上高が10億円以上の事業者**であって、事業再構築を行う**事業部門の売上高が3億円以上**である場合には、**当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこと**とする。

1. 売上高10%減少要件の緩和

- 売上高10%減少要件について、「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」を撤廃。
- 「2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること」のみを要件とするよう要件を緩和。

第5回公募まで…コロナ前後を比較して10%以上減少していれば、2020年10月以降はコロナ前と比べて5%以上の減少でも申請可

～以下のどちらでも申請可能～



第6回公募から…コロナ前後を比較して10%以上減少していれば申請可



(注) 回復・再生応援枠、最低賃金枠、通常枠、大規模賃金引上枠にかかる要件。グリーン成長枠は売上高10%減少要件を課さない。
回復・再生応援枠（再生事業者を除く）、最低賃金枠は、売上高10%減少要件とは別に、単月で30%以上の減少が必要。46

2. 回復・再生応援枠の創設

- 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者を対象として「回復・再生応援枠」を新設し、最大1,500万円まで、中小企業については補助率を3/4に引き上げ（通常枠は2/3）手厚く支援する。
- 加えて、事業再構築指針の要件について、主要な設備の変更を求めないこととするといった緩和を行う。
- なお、これに伴い緊急事態宣言特別枠は廃止する。

回復・再生応援枠の対象となる事業者

通常枠の申請要件に加え、以下の①又は②のどちらかを満たすこと

- ① 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%以上減少していること
- ② 再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定していること（詳細な要件は検討中）

補助上限額・補助率

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業 3/4 中堅企業 2/3
6人～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

3. グリーン成長枠の創設

- グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた新たな申請類型を創設する。売上高10%減少要件を課さない。
- なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止する。

グリーン成長枠の対象となる事業者

- ① 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること
(補助額3,000万円超は金融機関も必須)
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること
(※通常はそれぞれ年率平均3.0%以上増加)
- ③ グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行うこと

補助上限額・補助率

中小／中堅	補助金額	補助率
中小企業	100万円～1億円	1/2
中堅企業	100万円～1.5億円	1/3

※返還要件なし

4. 通常枠の補助上限額の見直し

- 限られた政策資源でより多くの事業者を支援するため、**通常枠の補助上限額**について、従業員規模に応じ、従来の**4,000万円、6,000万円、8000万円から2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円に見直し。**

通常枠の要件

- ① **2020年4月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**していること
- ② **事業再構築指針**に沿った事業計画を**認定経営革新等支援機関と策定**すること
（補助額3,000万円超は金融機関も必須）
- ③ 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%以上増加**又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額		補助率
	第5回公募まで	第6回公募以降	
20人以下	100～4,000万円	100～2,000万円	【中小企業】 2/3 (6,000万円超は1/2) 【中堅企業】 1/2 (4,000万円超は1/3)
21人～50人	100～6,000万円	100～4,000万円	
51人～100人	100～8,000万円	100～6,000万円	
101人以上		100～8,000万円	

5. その他の運用見直し

1. 補助対象経費の見直し（建物費・研修費）

第6回公募から

- ① 「**建物費**」については、原則、改修の場合に限ることとし、新築の場合には、一定の制限を設ける。
- ② 「**研修費**」については、補助対象経費総額の1 / 3を上限とする。

2. 補助対象経費の見直し（貸工場賃借料）

第5回公募から

補助事業実施期間内に工場の改修等を完了して貸工場から退去することを条件に、**貸工場の賃借料についても補助対象経費として認める**。なお、一時移転に係る費用（貸工場の賃借料、貸工場への移転費等）は補助対象経費総額の1 / 2を上限とする。

3. 複数企業等連携型の新設

第6回公募から

1者あたり各申請類型の上限額を上限として、**最大20社まで連携して申請することを認める**こととし、一体的な審査を行う。この場合、**売上高10%減少要件**は、①**各者で要件を満たすこと**、②**連携体合算で要件を満たすこと（ただし同月を用いる）**のいずれかを満たすことで要件を満たすこととする。

4. 事前着手の対象期間の見直し

第6回公募から

事前着手の対象期間を現在の2021年2月15日から見直すこととする。

（注）既に事前着手を開始している事業者の方は、第6回公募以降は対象経費として認められなくなる場合がありますのでご注意ください。

6. スケジュール

- 令和3年12月21日まで第4回公募を実施中。その後、令和4年1月から第5回公募を開始し、令和4年にさらに3回程度の公募を実施予定。

第4回公募

公募開始：令和3年10月28日（木）

応募締切：令和3年12月21日（火） 18：00

採択発表：令和4年2月中旬～下旬頃を予定

第5回公募

公募開始：令和4年1月20日（木）

申請受付開始：2月中旬予定

応募締切：3月24日（木）

第6回公募～

令和4年にさらに3回程度の公募を実施予定

(参考) FAQ等

- よくあるご質問については、以下にFAQを掲載しています。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.php>

お問い合わせ先は以下のとおりです。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

【お問合せ先】

<事業再構築補助金事務局コールセンター>

受付時間： 9：00～18：00（日・祝日を除く）

電話番号： <ナビダイヤル> 0570-012-088

<IP電話用> 03-4216-4080

<電子申請の操作方法に関するサポートセンター>

受付時間： 9：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電話番号： 050-8881-6942

<トラブル等通報窓口>（申請に当たり、不適切な行為があった場合等）

受付時間： 9：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電話番号： 03-6810-0162

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業

令和4年度予算案額 10.2億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 経済のグローバル化、脱炭素化、デジタル化などが急速に進みつつある中、ウィズ／アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応できる事業に大胆に投資し、経済構造転換及び生産性向上を図ることが必要です。
- その際、他社や研究機関等との連携を通じ、自社の強み／弱みを補強しつつ、新事業を迅速に実施することが重要です。
- そこで、例えばデータを共有するといった方法により、複数の事業者が連携し、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善の取組を行い、連携して生産性を高めるプロジェクトを支援します。
- 特に、「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画を策定し、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等に取り組む事業者が連携体に含まれる場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

成果目標

- 補助事業期間終了後、以下の達成を目指します。
 - ・事業計画期間中（補助事業期間終了後3～5年間）に、付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の同3.0%以上の増加

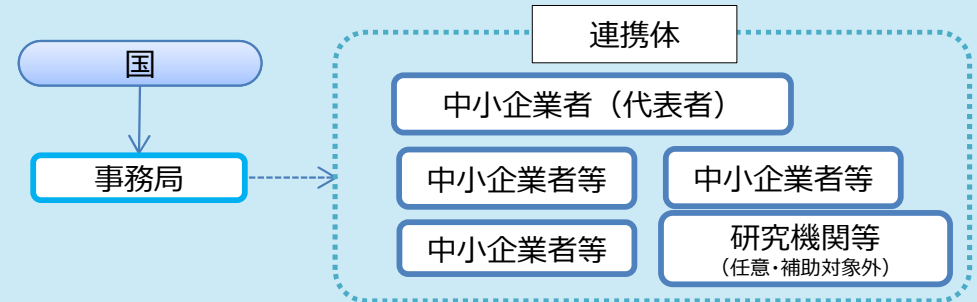
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

事業イメージ

複数の中小企業等が連携し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトや、新分野展開、業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクトを最大2年間支援します。



	補助上限	補助率
補助上限額（連携体）	【1者当たりの基本補助上限額】 従業員数 21人以上：2,500万円、 6～20人：2,000万円 5人以下：1,500万円 ※ただし、1連携体につき1億円が上限。 ※事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者が含まれる場合、補助上限額を1者当たり1,000万円加算。 ただし、その場合でも、1連携体につき1.5億円が上限。	中小企業 1/2以内 小規模事業者 2/3以内

※上記により算定された連携体全体の補助上限額の範囲内であれば、連携体を構成する各事業者の補助金額は柔軟に設定可能。ただし、その場合でも、1者当たりの補助上限額は、5,000万円以内又は連携体全体の補助上限額の3/4以内のいずれか低い金額（ただし、2年間合計で8,000万円）とする。

<想定される取組例（イメージ）>

- ・地域の同業同士で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング。一部の事業者は事業再構築（新分野展開）を行う。
- ・サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報を共有するネットワークシステムを構築し、業務効率化を図るとともに、ネットワークを活用して新たな市場に向けて革新的な製品・サービスの提供を行う。

補助対象経費

機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

成長型中小企業等研究開発支援事業

令和4年度予算案額 104.9億円（109億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国製造業の国際競争力強化及び地域経済を支えるサービス業における競争力強化を図るためには、中小企業におけるものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要です。
- また、経済成長の源泉である研究開発を通じ、持続的に中小企業が成長していくためには、補助金等の直接的な支援によるイノベーション創出を図ることのみならず、自主的に中小企業における研究開発が進むためのエコシステムを形成することが極めて重要です。
- このため、いわゆるサポイン事業及びサビサポ事業を発展させ、中小企業等が産学官連携で行う高度なものづくり基盤技術及びサービスモデルの研究開発等を支援します。特に、民間ファンド等からの出資を受けるものについては、重点的に支援します。

成果目標

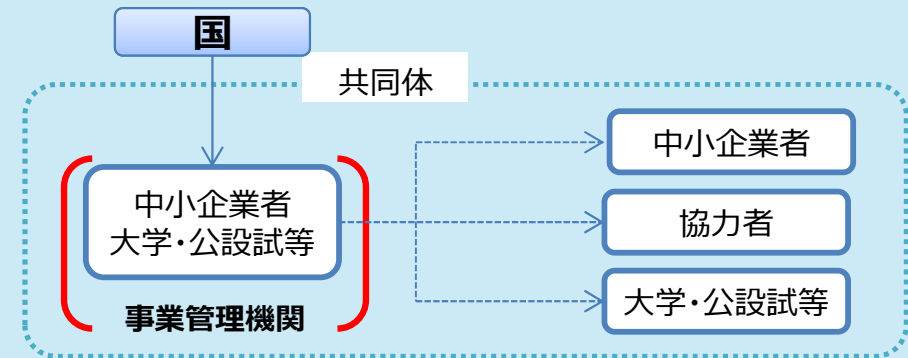
- 事業終了時点で以下の達成を目指します。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 事業終了後5年時点で以下の達成を目指します。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以降向上 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

事業イメージ



- ものづくり基盤技術の高度化及びサービスモデルの高度化を図ること並びに当該技術等を用いて中小企業等が下請け構造を脱却し、成長を遂げることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して、最大3年間の支援を実施します。
- 令和4年度からは、大学・公設試等に対し、研究開発や事業化の進捗状況等に応じて段階的な補助率を適用するインセンティブ設計を付加します。
- また、採択された事業者を対象としてハンズオン支援や展示会を開催することにより、研究開発成果の事業化及び販路拡大を支援します。

- ✓ 補助上限額：4,500万円（3年間の総額で9,750万円）
- ✓ 補助率：原則2/3以内 ※課税所得15億円以上の中小企業等は1/2以内

【ファンド枠（新設）】

研究開発に取り組む中小企業等が自主的に取組を拡大することができるエコシステム形成を目的として、民間ファンド等から出資を受ける予定がある研究開発等について重点的に支援を実施します。

- ✓ 補助上限額：1億円（3年間の総額で3億円）
- ✓ 補助率：原則2/3以内 ※課税所得15億円以上の中小企業等は1/2以内

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算案額 2,001億円

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や跡継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【一般型】

事業 類型	一般型	
	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
補助 対象	中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援	新型コロナウイルスの感染拡大及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資に対する支援 ※9次締切で公募終了
補助 上限	(～9次締切まで) 1,000万円 (10次締切～) 750万円、1,000万円、1,250万円 ※従業員規模により異なる	
補助 率	中小・ 特定 : 1/2 小規模・ 再生 : 2/3	2/3
補助 要件	以下の条件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること ①給与支給総額 +1.5%以上/年 ②付加価値額 +3%以上/年 ③事業場内最低賃金≥地域別最低賃金+30円	新型コロナウイルスの感染拡大及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資をすること <ul style="list-style-type: none"> 物理的な対人接触を減じることによる革新的な製品・サービスの開発 物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善 ポストコロナに対応するビジネスモデルの抜本的な転換に係る設備・システム投資
公募 期間	(9次締切) 2021年11月11日(木)～2022年2月8日(火) 17時 (10次締切) 公募要領を準備中(近日中に公募開始予定)	
申請 方法	事務局HPより電子申請 ※GビズIDプライムアカウントの取得が必要 ※アカウントの取得には感染症等の影響によって通常より長い時間を要する場合がありますため、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。	
事務局	全国中小企業団体中央会<HP> https://portal.monodukuri-hojo.jp/	
備考	<p>※新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予が可能。</p> <p>※成長性加点(経営革新計画)、災害等加点(事業継続力強化計画)について、これまで申請中でも加点対象だったが、7次締切から申請中は加点対象外。</p> <p>※「低感染リスク型ビジネス枠」は9次締切で公募終了。</p> <p>※10次締切から一般型の補助上限額が従業員希望に応じて750万円、1,000万円、1,500万円(従業員数がそれぞれ:～5人、6～20人、21人以上)に変更。</p> <p>なお、「グリーン枠」については補助上限額が1,000万円、1,500万円、2,000万円。</p>	

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【一般型】 <新規枠>

事業 類型	一般型		
	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠
補助 対象	業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援	DX（デジタル・トランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を支援	温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を支援
補助 上限	750万円、1,000万円、1,250万円 ※従業員規模により異なる		1,000万円、1,500万円、2,000万円 ※従業員規模により異なる
補助 率	2/3		
補助 要件	通常枠の要件に加え、		
	補助金への応募申請時に、前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者であること ※詳細な要件は検討中	以下全ての条件を満たすこと ・DXに資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業計画を策定していること ・経済産業省が公開する「DX推進指標」を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出すること ※詳細な要件は検討中	以下全ての条件を満たすこと ・3～5年の事業計画期間内に、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加すること ・これまでの温室効果ガス排出削減に向けた詳細な取組状況がわかる書面を提出すること ※詳細な要件は検討中
公募 期間	(10次締切) 2022年2月8日（火）～ ※予定		
申請 方法	事務局HPより電子申請 ※GビズIDプライムアカウントの取得が必要 ※アカウントの取得には感染症等の影響によって通常より長い時間を要する場合がありますため、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。		
事務局	全国中小企業団体中央会 <HP> https://portal.monodukuri-hojo.jp/		
備考	<p>※新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予が可能。</p> <p>※<u>成長性加点（経営革新計画）、災害等加点（事業継続力強化計画）について、これまで申請中でも加点対象だったが、7次締切から申請中は加点対象外。</u></p> <p>※<u>「低感染リスク型ビジネス枠」は9次締切で公募終了。</u></p> <p>※<u>10次締切から一般型の補助上限額が従業員希望に応じて750万円、1,000万円、1,500万円（従業員数がそれぞれ：～5人、6～20人、21人以上）に変更。</u></p> <p>※<u>なお、「グリーン枠」については補助上限額が1,000万円、1,500万円、2,000万円。</u></p>		

ものづくり補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

- 令和元年度補正予算で措置され継続して実施している「一般型」等と一体で執行を行い、**10次公募（令和4年2月中旬）からの実施を予定。**

1. 従業員規模に応じた補助上限額の設定

限られた政策資源で、最低賃金引上げを含めた賃上げの原資となる付加価値を創出する事業者を支援するため、従来一律**1,000万円**としていた**通常枠の補助上限額**を従業員の規模に応じて、**従業員数21人以上：1,250万円、6～20人：1,000万円、5人以下：750万円**に見直し。

2. 補助対象事業者の見直し・拡充

補助対象事業者に、**資本金10億円未満の「特定事業者」**を追加する。また、**企業再生に取り組む（※）事業者**を対象に、**補助率を2/3に引き上げ**（通常の中小企業は1/2）、手厚く支援。

（※）中小企業再生支援スキームに則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）

3. 回復型賃上げ・雇用拡大枠の新設

業況が厳しい事業者（※1）に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を新設し、**補助率を2/3に引き上げ**（通常枠は1/2）手厚く支援（※2）。

（※1）前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者（詳細な要件は検討中）

（※2）給与支給総額又は事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合に補助金額の全額返還を求め、賃上げの実効性を担保する。

4. デジタル枠の新設

DX（デジタル・トランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、**補助率を2/3に引き上げた**（通常枠は1/2）新たな申請類型を創設。

これに伴い、令和2年度第3次補正で措置した「低感染リスク型ビジネス枠」の申請類型は終了。

5. グリーン枠の新設

温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、**補助上限額最大2,000万円、補助率2/3**の新たな申請類型を創設。

1. 従業員規模に応じた補助上限額の設定

- 限られた政策資源で、最低賃金引上げを含めた賃上げの原資となる付加価値を創出する事業者を支援するため、従来一律1,000万円としていた**通常枠の補助上限額**を**従業員の規模に応じて、従業員数21人以上：1,250万円、6～20人：1,000万円、5人以下：750万円**に見直し。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限金額		補助率
	第9回締切まで	第10回締切以降	
5人以下	1,000万円以内	<u>750万円以内</u>	【中小企業】1/2以内 【小規模事業者、 <u>再生事業者</u> 】 2/3以内
6人～20人		<u>1,000万円以内</u>	
21人以上		<u>1,250万円以内</u>	

2. 補助対象事業者の見直し・拡充

- 補助対象事業者に、資本金10億円未満の「特定事業者」を追加する。
- 再生事業者を対象とした加点を行うとともに、補助率を2/3に引き上げて支援。

特定事業者の追加

- ・令和3年8月に一部が施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」において、中小企業から中堅企業への成長途上（規模拡大パス）にある企業群の支援を目的として、中小企業等経営強化法等に新たな支援対象類型（特定事業者）が創設された。
- ・これに伴い、ものづくり補助金の補助対象事業者にも資本金10億円未満の特定事業者を追加する。

中小企業者

業種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

特定事業者

業種	今回追加する対象者（両方を満たす）	
	資本金額	従業員数
製造業等	10億円未満	500人以下
卸売業		400人以下
サービス業		300人以下
小売業		

↑法律上の特定事業者

再生事業者

- ・再生事業者（中小企業再生支援スキームに則り再生計画を策定する事業者を想定）を対象として、加点により採択を優遇するとともに、補助率を2/3に引き上げて支援。一定の場合に返還要件^(※)を免除（詳細な要件は検討中）。

3. 回復型賃上げ・雇用拡大枠の新設

- **業況が厳しい事業者**に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を創設し、**補助率を2/3に引き上げて**支援。

回復型賃上げ・雇用拡大枠の対象となる事業者

通常枠の要件(①～③)に加えて、補助金への応募申請時に、前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者が支援対象。

【基本要件】

次の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること。

- ①事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加すること
- ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること
- ③事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること

【追加要件】(詳細な要件は検討中)

- ④補助金への応募申請時に、前年度の事業年度の課税所得がゼロであること。

【補助金の返還要件】

上記の②給与支給総額、又は、③事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合には、補助金額の**全額**返還を求め、賃上げ・雇用拡大の実効性を確保する。

4. デジタル枠の創設

- DX（デジタル・トランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助率を2/3に引き上げた新たな申請類型を創設。

デジタル枠の対象となる事業者

【基本要件】

次の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること。

- ①事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加すること。
- ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること。
- ③事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金＋30円以上の水準にすること。

【追加要件】（詳細な要件は検討中）

- ④DXに資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業計画を策定していること。
- ⑤経済産業省が公開する「DX推進指標」を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出すること。

※DX戦略の策定やCIO等の設置をしている事業者にあつては、審査において加点（詳細な要件は検討中）。

5. グリーン枠の創設

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助上限額と補助率に引き上げた新たな申請類型を創設。

グリーン枠の対象となる事業者

【基本要件】(前ページ参照)

+

【追加要件】(詳細な要件は検討中)

④ 3～5年の事業計画期間内に、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加すること。

※労働生産性と炭素生産性向上のいずれも必要であり、生産プロセスやサービス提供方法の改善を伴わない設備更新(例:既存機械装置をエネルギー効率の高い機械装置に入れ替えることのみを目的とした事業計画である場合等)は支援対象とはならない。

⑤ これまでの温室効果ガス排出削減に向けた詳細な取組状況がわかる書面を提出すること。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限金額	補助率
5人以下	<u>1,000万円以内</u>	<u>2/3以内</u>
6人～20人	<u>1,500万円以内</u>	
21人以上	<u>2,000万円以内</u>	

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算案額 **2,001億円**

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課

事業の内容

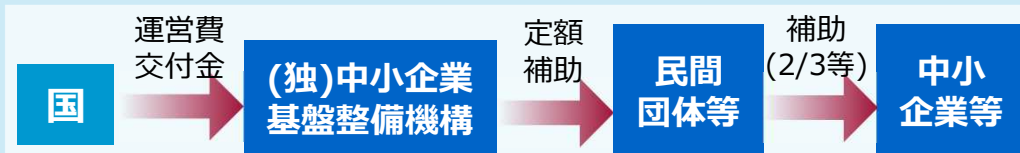
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や跡継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

IT導入補助金（デジタル化基盤導入枠）の「類型」の概要

■ デジタル化基盤導入類型

- 中小・小規模事業者に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

■ 複数社連携IT導入類型

- 複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援する。

	令和3年度補正予算（デジタル化基盤導入枠） （2,001億円の内数）				【参考】令和元年度補正予算（通常枠） （3,600億円の内数）		
類型名	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	A類型	B類型	
補助額	ITツール		PC等	レジ等	a. デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 b. それ以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×参加事業者数、補助率は2/3 (1事業あたりの補助上限額は、3,000万円((a)+(b))及び事務費・専門家費)	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	～50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円			
補助率	3/4	2/3	1/2		1/2	1/2	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】事務費・専門家費				ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費		

「デジタル化基盤導入類型」の概要について

※制度設計中のため変更可能性あり

1. 概要

- 中小・小規模事業者には、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助対象事業者

- 中小企業等（従来のIT導入補助金と同様）

3. 事業イメージ（例）

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費（一例）

(1) ITツール

○導入に係る費用

パッケージ購入費、初期費用（クラウド型の場合等）、システム構築費、導入作業費、役務費（導入支援）

○利用に係る費用（2年分）

月額、年額サービス利用料、システム保守費用

(2) ハードウェア

機器（本体・付属機器）購入費用、設置費用

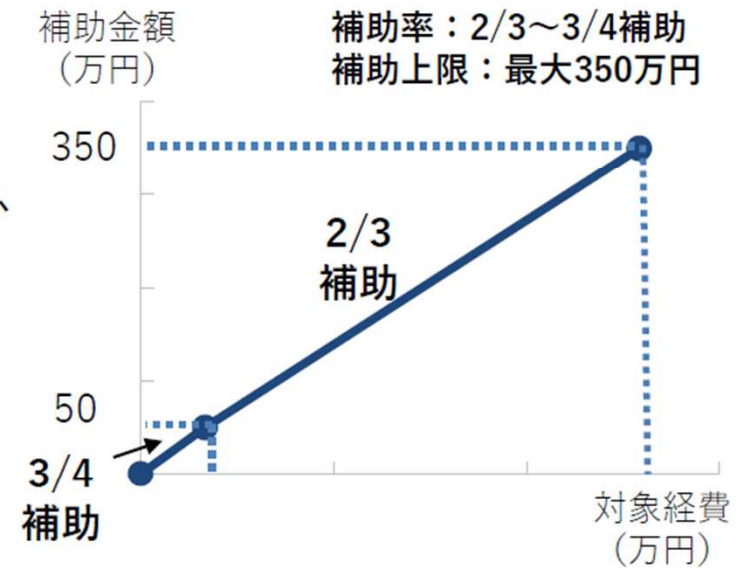
5. 補助率・補助額

ITツール：補助額～50万円以下（補助率3/4）、補助額50万円超～350万円（補助率2/3）

⇒導入する機能数に応じて、補助上限額が変わる可能性があります。

PC・タブレット：補助額10万円まで（補助率1/2）、レジ・券売機等：補助額20万円まで（補助率1/2） 66

【ITツールの補助率・補助上限額の関係】



「複数社連携IT導入類型」の概要について ※制度設計中のため変更可能性あり

1. 補助対象事業者 ※事業に参加する事業者の条件は「10者以上」であること等を要件とする予定

- 商工団体等
(例) 商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体
(例) まちづくり会社、観光地域づくり法人 (DMO) 等
- 複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム

2. 補助対象経費 (一例)

(1) 基盤導入経費

- ITツール：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト
- ハードウェア：PC・タブレット、レジ・券売機等

(2) 消費動向等分析経費

- ITツール：消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等
- ハードウェア：AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等

(3) 参画事業者のとりまとめに係る事務費・専門家費

3. 補助率・補助上限額

● 補助率

- (1) 基盤導入経費：1/2～3/4 (デジタル化基盤導入類型と同様)
- (2) 消費動向等分析経費：2/3、(3) 事務費、専門家費：2/3

- 補助上限額：(1) + (2) ⇒ 3,000万円、(3) ⇒ ((1)+(2)) × 10%

具体的な取組イメージ（IT導入補助金 複数社連携IT導入類型）

※制度設計中のため変更可能性あり

- 商業集積地等における消費動向等を分析するシステム等を導入し、データの収集・分析によりデジタルマーケティングを行うことで、当該地域の来街者増や回遊性向上等を図り、生産性向上につなげる。

①地域にAIカメラ + 個店にPOSデータ分析システム

＜地域全体＞ AIカメラで取得した来街者の属性や回遊データを分析

＜地域内の店舗＞ POSデータ分析システムにより各店舗の購買データを分析

×

回遊性等の分析結果と店舗の売れ筋等を比較し商品構成の見直しなどに繋げる。



対象経費例 <ハードウェア> AIカメラ、POSレジ <ソフトウェア> 分析システム導入費

②地域にビーコン + 個店にAIカメラ

＜地域全体＞ ビーコンで来街者に情報を発信

＜地域内の店舗＞ AIカメラで取得した各個店の消費者動向データを分析

×

各個店のターゲット層に近い来街者に向け、効果的な情報発信を行う。



対象経費例 <ハードウェア> ビーコン、AIカメラ <ソフトウェア> 分析システム導入費

③地域に電子地域通貨 + 個店に分析アプリ

＜地域全体＞ 電子地域通貨による地域経済の活性化やアプリによるクーポンの発行

＜地域の店舗＞ 電子地域通貨の利用状況から消費者の購買データを分析

×

消費者の購買状況を踏まえた効果的な情報発信を行い来街を促進する。



対象経費例 <ハードウェア> キャッシュレス機器 <ソフトウェア> アプリ導入費、分析システム導入費

④地域にセンサー技術（人流・気象・交通量等）

＜地域全体＞ 人流・気象・交通量などが計測できるセンサーを導入し、データを分析

＜地域の店舗＞ 各店舗で需要を予測

×

来街者等のデータをもとに各店舗が需要予測を行い、業務効率の改善を行う。



対象経費例 <ハードウェア> センサー <ソフトウェア> 分析システム、需要予測システム導入費

IT導入補助金の拡充内容（令和3年度補正予算）

- インボイス制度導入への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進。

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化し、補助率を引き上げ

- 補助率を通常の 1 / 2 から 3 / 4 に引き上げ（補助額 ～50万円以下）
 - 補助率を通常の 1 / 2 から 2 / 3 に引き上げ（補助額 50万円超～350万円）
- ※補助率の考え方については、4ページ参照

クラウド利用料を2年分まとめて補助

昨今のITツールがクラウド化していることを踏まえ、最大2年分のクラウド利用料を補助。

PC・タブレット、レジ・券売機等の購入を補助対象に追加

- PC・タブレットについては、補助上限額10万円、補助率 1 / 2で支援。
- レジ・券売機等については、補助上限額20万円、補助率 1 / 2で支援。

複数社連携IT導入類型の創設

- 地域DXの実現や生産性の向上を図るため、複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入する取組を支援する。

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算案額 **2,001億円**

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

（1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

（2）小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や跡継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

（3）サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

（4）事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

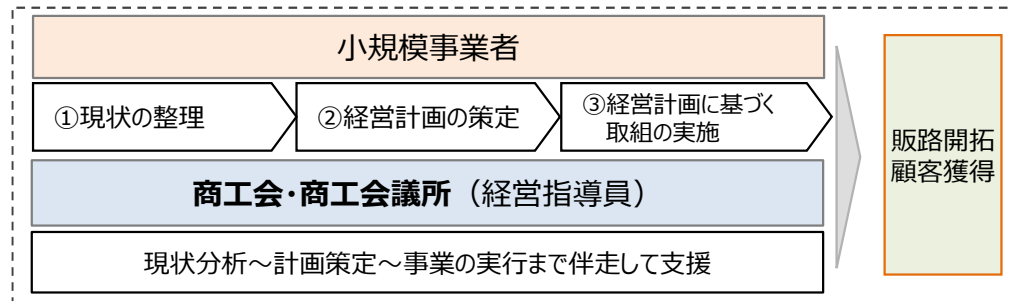
補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

小規模事業者持続化補助金

- 人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた小規模事業者の持続的な経営を推進するため、**商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。**

事業の流れ



1. 経営計画の内容

- ・ 企業概要
- ・ 顧客ニーズと市場の動向
- ・ 自社や自社の提供する商品・サービスの強み
- ・ 経営方針・目標と今後のプラン

2. 支援内容

- ・ 機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費など、小規模事業者が実施する販路開拓に関する取り組みを支援

申請類型	補助上限額 ※	補助率
通常枠	50万円	2/3 (※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4)
成長・分配強化枠(8次締切(以降)) (賃上げや事業規模の拡大)	200万円	
新陳代謝枠(8次締切(以降)) (創業や後継ぎ候補者の新たな取組)	200万円	
インボイス枠(8次締切(以降)) (インボイス発行事業者への転換)	100万円	

※補助上限額のイメージは次ページのとおり

電子申請・紙申請どちらも可

3. 公募期間

7次締切:2022年2月4日(金)

※8次締切以降は決まり次第公表いたします。

4. お問合せ先

※新制度については、制度設計中のためお答えできません。

- 商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

- 商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

【活用イメージ】(通常枠)

- ・ 店舗の内装工事を行い、より多くの客が利用できるような、レイアウト変更を実施。
- ・ 新たに出前を開始したことをPRするチラシの作成、配布を実施。
- ・ 商品の梱包・パッケージを刷新し、ブランド力を向上。

【審査加点要件】

- ・ 事業承継加点
- ・ 経営力向上計画加点
- ・ 電子申請加点

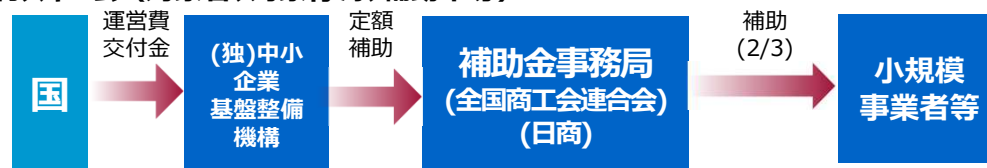
【優先採択枠】

- ・ 賃金引上げ枠

7次締切時点のため、変更の可能性あり
最新の公募要領をご確認ください

新制度の詳細は事務局決定後、事務局ホームページの公募要領で確認

交付スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



(参考) 小規模事業者持続化補助金 補助上限額のイメージ

7次締切(2022年2月4日)まで

上限50万円

【通常枠】
上限50万円

(参考)

【低感染リスク型ビジネス枠】は
6次締切(2022年3月9日)で終了

8次締切(以降)

上限50万円

【通常枠】
上限50万円

<上乗せ>
上限150万円

上限50万円

【成長・分配強化枠】^{NEW}
(賃上げや事業規模の拡大)
上限200万円

<上乗せ>
上限150万円

上限50万円

【新陳代謝枠】^{NEW}
(創業や後継ぎ候補者の新たな取組)
上限200万円

<上乗せ>
上限50万円

上限50万円

【インボイス枠】^{NEW}
(インボイス発行事業者への転換)
上限100万円

補助率：いずれの枠も $\frac{2}{3}$ (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は $\frac{3}{4}$)

(参考) 持続化補助金活用事例集

- 小規模事業者持続化補助金の利用促進を目的として、東北各県商工会連合会、商工会及び商工会議所の御協力をいただき、活用事例集を作成。
- これから本補助金にチャレンジする事業者の方や、申請のサポートを行う商工団体の皆様に向けて情報を発信中。
- URL https://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/jizokuka.html#link02



持続化補助金活用事例集

令和元年度～令和2年度に実施された
活用事例を公開しました

令和元年度補正予算 持続化補助金（一般型）

1. （有）焼山荘（宿泊業・娯楽業） | 青森県

新たな販促インバウンド用パンフレットの作成

【背景】

昭和33年に開業。総畳敷き・総青森ヒバ造り、全部屋和室の温泉宿で、地産地消を意識した青森の旬を味わえる郷土料理が好評。近年は特に外国人の客数・割合がともに増加傾向だったが、コロナ禍により売上が前年同月比で約57%減少するなど、非常に厳しい状況となった。

【取組内容と成果】

「英語版」「簡体字版」（主に中国人向け）「繁体字版」（主に台湾人向け）など複数言語によるパンフレットを作成。観光施設等にパンフレットなどを配布・設置したところ、国内在住の外国人から問合せが約30件あり、売上回復に繋がった。また、パンフレットを見てから来てくださったお客様から「素敵な宿」「簡体字で書かれていて見やすかった。」など嬉しい声もいただいた。

今後、外国人観光客の入国制限が緩和された際には、パンフレットを増刷し、外国人観光客等への宿泊プランを検討する等、PRに取り組みたい。



複数言語に対応したパンフレット

【支援機関からの声】 十和田湖商工会

日頃の経営指導を通じて事業内容に精通していたことから、本事業を活用しインバウンドへの販促活動を提案しました。コロナ禍により当初計画の変更を余儀なくされましたが、事業計画変更から広報活動等を伴走型で支援した結果、国内外外国人の顧客獲得に貢献し、高い効果を得ることができました。

今後も新型コロナウイルス感染症の様子を注視しながら、新たな課題解決のための支援を継続してまいります。

令和元年度補正予算 持続化補助金（一般型）

2. （有）亜細亜建設（製造業その他） | 青森県

自社開発融雪槽【スノーポケット】販売広告事業

【背景】

新築住宅建設やリフォーム、公共工事を手広く扱う。特に、住宅施工をしたお客様への定期的なアフター点検が強みとして好評をいただいている。平成25年より雪害対策として屋根等に設置する「せっぴ安心フェンス」の販売に注力。令和2年には雪捨て場に悩む個人・企業向けに開発した融雪槽「スノーポケット」で特許を取得した。

【取組内容と成果】

これまでは既存顧客からの紹介や口コミが主な顧客獲得手段であったが、新たにラジオ広告とチラシ配布での宣伝を開始。ラジオ広告は青森県内の2つのチャンネルで3ヶ月間放送し、チラシは県内で約1万部を配布した。その結果、県内を中心に新規顧客からの問合せが増加。そのうち1件は契約まで繋げることができた。

今後は、広告事業を通して注文やお問合せ頂いたお客様から継続して工事やリフォームの問合せを頂けるように、営業活動や広告宣伝に力を入れていきたい。



イベントでの宣伝の様子

【支援機関からの声】 青森商工会議所

既存事業の広報に係る補助金の問合せから始まり、本補助金を紹介しました。「どのような方法や内容で」などの具体性を提案し、補助事業計画を指導しました。

既存事業である「せっぴ安心フェンス」「スノーポケット」の競合にはない強みを活かし、補助事業の広報により新規顧客獲得に繋がりました。

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 2,001億円

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を支えます。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

事業承継・引継ぎ補助金（令和3年度補正予算）（1）（概要）

- これまでの事業承継・引継ぎ補助金については、①事業承継やM&Aは計画的な取組が困難な中での短い公募期間、②限られた事業期間、③補助上限額の低さ、といった課題が指摘。
- 今回、令和3年度補正予算案においては、これらの課題に対して改善を行った。

令和3年度補正予算における事業承継・引継ぎ補助金のポイント

- ① 中小機構の「生産性革命推進事業」に位置付け、**年間を通じた機動的かつ柔軟な支援**を実現
- ② ①とあわせ、**補助事業期間についても公募の時期に関わらず一定期間確保**を実現
- ③ 中小M&Aの実態を踏まえ、**専門家活用事業の補助上限額を引上げ（400万円→600万円）**

<事業承継・引継ぎ補助金の補助事業>

① 経営革新事業

事業承継・M&A後の経営革新に係る費用を補助。

② 専門家活用事業

M&A時の専門家活用に係る費用を補助。

③ 廃業・再チャレンジ事業

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用を補助。

事業承継・引継ぎ補助金（令和3年度補正予算）（2）（経営革新事業）

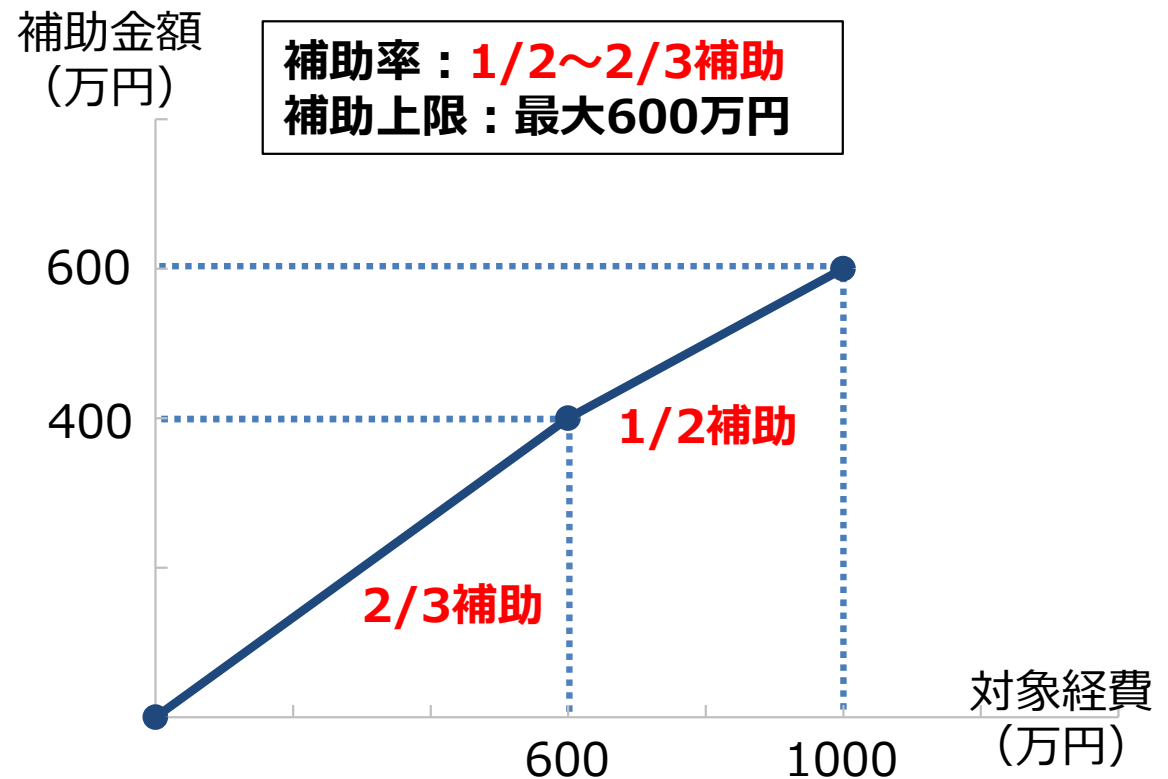
- 事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助。

経営革新事業の概要

対象者

- ◆ 創業支援型
他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合
- ◆ 経営者交代型
親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合
- ◆ M&A型
M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ場合

補助率・補助上限額



事業承継・引継ぎ補助金（令和3年度補正予算）（3）（専門家活用事業）

- M&A時の専門家活用に係る費用（ファイナンシャルアドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助。
- FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象。

専門家活用事業の概要

対象者

- ◆ 買い手支援型
M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等
- ◆ 売り手支援型
M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等

補助率・補助上限額

補助率	2/3補助
補助上限	600万円 ※M&Aが未成約の場合は300万円

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

登録M&A
支援機関
(一覧)



事業承継・引継ぎ補助金（令和3年度補正予算）（4）（廃業・再チャレンジ事業）

- 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助。
- これまでと異なり、一定の要件を満たす場合には、事業承継・M&Aを伴わない廃業も補助。

廃業・再チャレンジ事業の概要

対象者

◆ 事業承継又はM&Aの譲受側（買い手）

経営革新事業 又は 専門家活用事業に併用する形で廃業費を支援

◆ M&Aの売り手

- ① M&Aにより一部事業譲渡を行う際に、廃業を伴う場合は専門家活用型に併用する形で支援
- ② M&Aの成約に向けた取組を行ったもののM&Aが成約せず廃業せざるを得ない場合であって、再チャレンジに取り組もうとする者の廃業費用を廃業支援型単独で支援

補助率・補助上限額

- ・ 補助率： **2/3補助**
- ・ 補助上限： **150万円**

事業承継・引継ぎ支援事業

令和4年度予算案額 **16.3億円**（16.2億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ（M&A）によって中小企業の経営資源を次世代へ引き継ぐことが重要です。新型コロナウイルス感染症による影響もあり、事業承継を後ろ倒しにする事業者が増加しており、事業承継や引継ぎを後押しすることの重要性がますます高まっています。
- このため、本事業においては、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。
- また、事業承継・引継ぎに当たり廃業を伴う場合には、廃業費用についても支援します。

成果目標

- 年間約550者の中小事業者等を支援することで、円滑な事業承継・事業引継ぎを後押しします。

条件（対象者、対象行為、補助率など）



事業イメージ

事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、事業戦略に係るコンサル費用等の経営革新にかかる費用を補助します。
- また、事業引継ぎ時の専門家活用費用（仲介・フィナンシャルアドバイザー手数料※、デューデリジェンス費用 等）についてセカンドオピニオンも含めて補助するとともに、表明保証保険料についても補助します。
- さらに、令和4年度事業では、経営者の再チャレンジの後押しにも資するよう、一定の条件の下で廃業費用のみを支援する枠組みを新設します。

※「中小M&A支援機関に係る登録制度」に登録された者に対するもののみが対象
登録機関はこちら ⇒



＜支援の枠組みの例＞

支援の枠組み	補助率	補助額
① 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新※1	1/2	300万円以内
	1/2	300~500万円以内※2
② 経営資源引継ぎ時の土業専門家の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2	400万円以内※3
③ 事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ※4	1/2	150万円以内

※1 「親族内承継」、「M&A」、「創業」の類型が存在
※2 生産性向上に関する要件等を満たす場合、補助上限額を引き上げ

※3 M&Aが未成約の場合は補助額が半減
※4 経営革新または専門家活用と併用可

海外展開のための支援事業者活用促進事業

令和4年度概算要求額 9.4億円（8.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少により国内市場が縮小する中、中小企業者にとって、海外展開や新事業展開により新たな需要を獲得することが極めて重要となっています。
- 本事業では、中小企業が海外展開に向けて、新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む際に係る費用について一部補助を行います。その際、海外展開においては現地のマーケットに関する知見やネットワークを持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが極めて重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選出・公表し、中小企業と支援パートナーとの出会いの場を創出します。
- また、中小企業単独では、海外ビジネスに直結する現地ニーズやトレンド情報を広く収集することは困難なことから、現地ディストリビューターやマーケティング会社からニーズ情報等入手し、その情報を中小企業の海外展開に役立てます。

成果目標

- 事業終了5年後の採択事業者全体の労働生産性について、20%向上を目指します。また、本事業で提供した情報を海外展開事業の具体的な進展に活用した企業の割合が80%以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) JAPANブランド育成支援等事業

- 中小企業者等が、海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。
 - 補助上限：500万円
(複数者による共同申請の場合は最大、上限2,000万円)
 - 補助率：2/3以内
(海外展開を見据えた国内販路開拓、計画3年目の場合は1/2以内)
- 令和4年度においては、海外展開支援に実績のある支援機関・支援事業者を、中小企業庁が設置する事務局が「支援パートナー」として選出・公表します。中小企業者が補助事業に申請する際には、いずれかの支援パートナーを活用したうえで事業を実施することを要件とします。



(2) 現地ニーズ等活用促進事業

- 海外ビジネスに直結するニーズや最新のトレンド情報を、JETROを通じて、現地のディストリビューターやマーケティング会社から直接入手し、これらを中小企業が扱いやすい形に加工・編集した上で即座に情報提供することで、優れた商品やサービスを持つ国内中小企業の効果的な海外市場開拓を後押しします。

海外への事業展開に向け、商品の開発や改良を行い、販路拡大したい方へ！

JAPANブランド 育成支援等事業費補助金

このようなお悩みを抱えている事業者さん必見！

- ✓ 海外向けの商品を製造し販売したが、商品の売上げが伸び悩んでいる…



進出先の商習慣や文化を事前に調査し、対応した商品を開発することが重要となります。当補助金では市場調査から販売戦略立案に係るコンサル経費の補助を受けることができます。

- ✓ 海外向けに商品開発や自社製品の改良をしたい！



進出先の市場に合わせた商品開発・改良費用、試作品のテスト販売（※）、知的財産権取得費用に係る経費の補助を受けることができます。
※テスト販売により収入が発生した場合は、補助金の減額措置があります。

- ✓ 現地の展示会に出展したいが、旅費や出展費用の負担が重い…



展示会は自社製品の強みや魅力を伝え、商談に繋げることのできる重要な場となります。当補助金では出展費から運営サポート費用まで一連の経費の補助を受けることができます。

- ✓ 海外展開事業に取り組みたいが、相談できる知り合いの専門家がない…



補助事業を通して、海外展開における専門知識を持つ「支援パートナー」が提供する支援サービスを受けることができます。

詳細は裏面をご確認ください。

補助額：上限 500万円

※1社ごとに500万円上限額を高め、最大で2,000万円

補助率：補助対象経費の2/3

※ただし、採択3年目事業又は国内販路開拓部分は1/2

令和4年度当初予算案において措置予定

(上記予算案成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。)

要件

当補助金では、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスを保有している中小企業者等が、海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディング等を実施することにより、海外のマーケットで通用するよう商品力・ブランド力を高め、新たな海外での販路開拓の取組を支援します。補助事業実施に際し、以下の要件を満たす必要があります。

- ① **海外での販路開拓を目指す事業計画**を策定すること
※ただし、海外展開を見据え、その前段階として国内での販路開拓に取り組む事業計画は、1～2年目の事業計画に限り、補助事業として認められます。
- ② **支援パートナーが提供する支援サービス**を受けること

なお、**令和3年度補正予算「デジタルツール等を活用した海外販路拡大事業補助金」**に採択された中小企業者等は、当補助金に申請することはできません。

支援パートナー制度

中小企業庁が選定した海外販路開拓等のプロフェッショナル事業者である「支援パートナー」が事業実施を支援します。海外販路開拓・拡大に資する支援パートナーを自ら選択し、支援パートナーとの協議の上、事業計画を策定し、補助金申請を行ってください。

補助対象の経費

当補助金では、以下の費用が補助対象経費となります。

- ①謝金
 - ②旅費
 - ③借損料
 - ④通訳・翻訳費
 - ⑤資料購入費
 - ⑥通信運搬費
 - ⑦広報費
 - ⑧マーケティング調査費
 - ⑨産業財産権等取得等費
 - ⑩展示会等出展費
 - ⑪雑役務費
 - ⑫講座受講料
 - ⑬原材料等費
 - ⑭機械装置等費
 - ⑮設計・デザイン費
 - ⑯委託・外注費
- ※WEBプラットフォーム上のサービス利用費も含まれます。

※補助対象の経費は、今後変更となる場合があります。詳細は公募要領（後日ホームページに掲載）をご確認ください。

スケジュール



※スケジュールは目安です。

※jGrants（電子申請システム）での公募申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に2～3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。
→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>



お問い合わせ先

各都道府県を管轄する経済産業局へお問い合わせください。

中小企業庁又は経済産業局へお問い合わせください。

中小企業庁 創業・新事業促進課
: 03-3501-1767
: digital-katsuyou@meti.go.jp

東北経済産業局 地域ブランド連携推進課
: 022-221-4923
: thk-brand@meti.go.jp

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業

令和3年度補正予算額 12.4億円

中小企業庁 創業・新事業促進課
商務・サービスグループ
クールジャパン政策課
商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
商務・サービスグループ 商取引監督課

事業の内容

事業目的・概要

- B to Cの越境EC（電子商取引）市場が世界的に急速に拡大している中、日本が世界のEC市場参入に取り残されないためにも、海外展開を目指す中小企業者等に対して、越境EC市場参入のための支援をすることが重要となっています。
- 本事業では、優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有しているものの輸出販路が弱く十分に海外需要を取り込めていない中小企業者等が、コロナ禍によって変化する海外需要を取り込んでいけるよう、越境ECに適したブランディング、プロモーション等を支援します。
- その際、海外展開におけるブランディング、プロモーションに関する知見を持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選定・公表し、中小企業者等と支援パートナーとの出会いの場を創出します。
- また、ECサイト改ざんによる個人情報・クレジットカード番号等の流出など、ECサイトを狙ったサイバー攻撃被害の急増を踏まえ、ECサイトのセキュリティの実態を調査し、対策ガイドライン等の策定・普及を行います。

成果目標

- 事業終了5年後の採択事業者全体の労働生産性について、20%向上を目指します。
- 本事業において脆弱性調査を実施しガイドラインに沿った対策を実施した企業の事業終了1年後の被害数をゼロにすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業

中小企業者等が、越境ECを活用した海外需要の取り込みを拡大させていくために、それに適したブランディング、プロモーション等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。中小企業者等が補助事業に申請する際には、いずれかの支援パートナーを活用したうえで事業を実施することを要件とします。



(1) デジタルツール活用型

優れたコンセプト等を有する中小企業者等の商品について、類似商品との差別化を図るためのブランドの構築と、ブランドの魅力を効果的に発信する取組を支援します。

補助上限：500万円、補助率：2/3以内

（複数者による共同申請の場合は最大、上限5,000万円）

また、バーチャルコンテンツ等の新しいプラットフォームを活用して中小企業者等の海外展開を支援する取組を実証し、好事例の横展開を行うことで、中小企業者等の海外展開支援を高度化します。

(2) 海外で活躍するトップクリエイター活用型

優れたコンセプト等を保有する中小企業者等の商品について、既に海外で活躍するトップクリエイターと海外展開のノウハウ等を有するコーディネーターを活用して、産品全体をその世界観でコーディネートし、効果的に海外に発信する取組を支援します。

補助上限：500万円、補助率：2/3以内

（複数者による共同申請の場合は最大、上限5,000万円）

ECサイトセキュリティ対策促進事業

中小企業者等が運営するECサイトについて、システムベンダー等との契約・運営保守状況や脆弱性に関する調査を行うことで、サイト運営事業者が特に陥りやすいセキュリティの誤解や対策を明らかにし、ECサイト構築時・運営時に留意すべき事項をまとめたガイドラインやモデル契約の策定・普及を行います。

コアファンを獲得し、海外向け販売サイト
(越境EC)で販路拡大したい方へ!

デジタルツール等を活用した 海外需要拡大事業費補助金 (デジタルツール活用型)

このようなお悩みを抱えている事業者さん必見!

- ✓ 過去に越境ECサイトを構築したが、商品の売上げが伸び悩んでいる…



ただ掲載するだけではなく、商品のブランディングや適切なプロモーションを実施することが重要となります。当補助金ではこれらに係る経費の補助を受けることができます。

- ✓ 自社の強みをうまく表現・発信できない…
- ✓ 海外において他社商品との差別化を図りたい!



商品のコンセプトや世界観の確立から発信まで一連のブランディングに係る経費の補助を受けることができます。

- ✓ 自社商品をもっと海外の人々に知ってもらいたい!



SNSやインフルエンサー等を活用したプロモーションに係る経費(※)の補助を受けることができます。

※ライブコマース等販売に直結する経費は対象外となります。

- ✓ プロモーション・ブランディングを自社でやりたいが、知り合いの専門家がない…



補助事業を通して、ブランディングやプロモーション分野の専門知識を持つ「支援パートナー」が提供する支援サービスを受けることができます。

詳細は裏面をご確認ください。

補助額：上限 500万円

※1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大で5,000万円

補助率：補助対象経費の2/3



デジタルツール活用型の要件

当補助金では、優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有している中小企業者等の製品について、越境 E C を積極的に取り入れたブランディング、プロモーション等を実施することにより、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立させ、新たな海外販路の開拓を支援します。

補助事業実施に際し、以下の要件を満たす必要があります。

- ①越境 E C を利用した販路開拓（拡大）をすること
- ②海外展開予定の自社製品がすでに存在していること
- ③商品力・ブランド力確立のために商品のプロモーション等を実施すること
- ④支援パートナーが提供する支援サービスを受けること

支援パートナー制度

中小企業庁が選定した海外販路開拓等のプロフェッショナル事業者である「支援パートナー」が事業実施を支援します。海外販路開拓・拡大に資する支援パートナーを自ら選択し、支援パートナーとの協議により事業計画を策定した上で、補助金申請を行ってください。

補助対象の経費

当補助金では、以下の費用が補助対象経費となります。

- ①謝金
- ②旅費
- ③通訳・翻訳費
- ④広報費
- ⑤マーケティング調査費
- ⑥産業財産権等取得等費
- ⑦通信運搬費

※越境 E C にて販売した商品の配送に係る費用等は補助対象となりません。

- ⑧設計・デザイン費

※海外向け商品パッケージの作成に係る費用等を補助対象とし、新商品の開発や商品の大幅な改変に係る費用等は補助対象となりません。

- ⑨委託・外注費

※越境 E C の活用に係る費用（E C サイト利用料・手数料等）は補助対象となりません。

※補助対象の経費は、今後変更となる場合があります。詳細は公募要領（後日ホームページに掲載）をご確認ください。

スケジュール



※スケジュールは目安です。

※jGrants（電子申請システム）での公募申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に2～3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>



お問い合わせ先

中小企業庁又は経済産業局へお問い合わせください。

中小企業庁 創業・新事業促進課
: 03-3501-1767
: digital-katsuyou@meti.go.jp

東北経済産業局 地域ブランド連携推進課
: 022-221-4923
: thk-brand@meti.go.jp



事業復活支援金

令和3年度補正予算額 **2兆8,032億円**

事業の内容

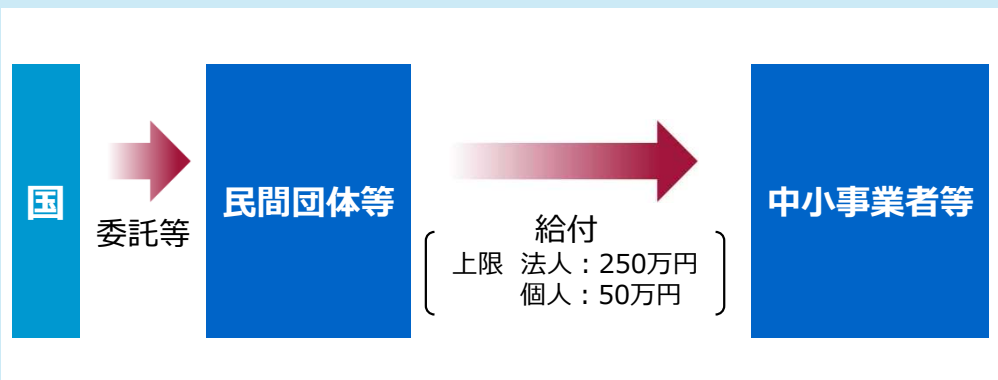
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域・業種を限定しない形で、来年3月までの見通しを立てられるよう事業規模に応じた給付金を支給します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた中小事業者等の事業の継続・回復を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が50%以下に落ち込んだ事業者
（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）に対し、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分（11月～3月）の売上減少額を基準に算定した額を一括給付。
- 上限額は、売上高に応じて、三段階に設定（売上30～50%減少の事業者に対しては上限額を6割として給付）。

<上限額>

事業規模・売上減少率に応じて以下のとおり。

売上減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- 2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高÷対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月 / 2019年11月～2020年3月 / 2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!

▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの



④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



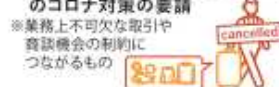
② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止



⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少



⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請



※業務上不可欠な取引や買収機会の創約につながるもの

③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません。



実際に売上が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

伊電話専用回線 **03-6834-7593**

受付時間 **8:30-19:00**
(土・日・祝日も受付)

ホームページ



事業復活支援金 検索



<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です!

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

申請^{※3}

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

申請ステップが省略できます

マイページから申請
下記書類①～④を添付
(過去受給時の情報を活用可能)

一時支援金および月次支援金を受給していない方

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番^{※2}

ホームページで登録確認機関を検索する

継続支援関係^{※1}に当たる登録確認機関がある方

継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話し、事前予約する

TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付

継続支援関係^{※1}に当たる登録確認機関がない方

ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、事前予約する

TV会議/対面により
・事業を実施しているか
・コロナの影響を受けているか
・給付対象等を正しく理解しているかについて事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～④を添付

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(農工商、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づき士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性役員貸付、④登録確認機関の反復継続した支援先。
※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、電話番号のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】
※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等



※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳 (通帳のおモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書



※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等



7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等



8 基準月の売上に係る通帳等 (取引が確認できるページ)



※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限る、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

(参考) 支援機関等のご紹介

中小企業再生支援・事業承継総合支援事業

令和4年度予算案額 **157.7億円 (95.0億円)**

事業の内容

事業目的・概要

(1) 中小企業再生支援事業

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱える中小企業者等に対し、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。また、事業再生が特に困難な場合には、個人保証債務の整理に係る弁済計画策定等の経営者の再チャレンジ支援を実施します。
- 令和4年度においては、引き続き人員の増強など協議会のより一層の支援体制の拡充を進めるとともに、地域における再生人材の育成を図ることで、令和3年度以上とも見込まれる、中小企業者等の再生支援ニーズに万全を期します。

(2) 事業承継総合支援事業

- 各都道府県に置かれた「事業承継・引継ぎ支援センター」において、中小企業者等の円滑な事業承継や引継ぎ（M&A）促進のため、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで行います。
- 新型コロナウイルス感染症の影響も含め増加する支援ニーズに対応できるよう、センターの人員強化やM&A支援機関との連携を強化します。
- 加えて、支援ニーズに応じた経営資源引継ぎ型の創業や転廃業時の経営資源の引継ぎについての支援や、企業健康診断に係る調査事業を実施します。

成果目標

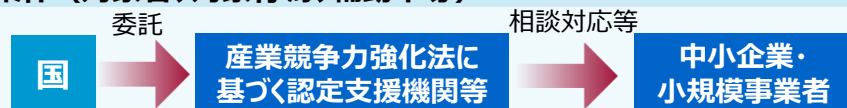
(1) 中小企業再生支援事業

- 平成30年度～令和4年度までの5年間の成果目標：足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。

(2) 事業承継総合支援事業

- 年間16.8万件の事業承継診断及び年間2000件の事業引継ぎにより、事業承継・引継ぎの円滑化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 中小企業再生支援事業

窓口相談（第一次対応）

課題解決に向けたアドバイス

- 面談や提出資料の分析を通じて経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題を踏まえた適切なアドバイスを実施（※事業者の要望に応じ、資金繰り支援等も実施。）
- 必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画等策定支援（第二次対応）

事業再生支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整

経営者の再チャレンジ支援

- 具体的な弁済計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

フォローアップ

- 『標準対応期間』に基づく定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

(2) 事業承継総合支援事業

支援ニーズの掘り起こし

- 地域金融機関や商工団体等を通じた『事業承継診断』を活用したプッシュ型の事業承継・引継ぎ支援ニーズの掘り起こし
- 窓口での相談対応では、事業承継に関する相談から課題を抽出し、ニーズを顕在化

ニーズに応じた様々な支援

親族内承継支援

- 事業承継計画策定支援
- 専門家派遣による具体的な課題解決
- 経営者保証解除に係るサポート

第三者承継（M&A）支援

- 金融機関、仲介業者等の登録機関へ橋渡し
- 民間事業者等と連携したマッチング支援
- 専門家派遣支援

経営資源引継ぎ型創業支援

- 後継者人材バンク
- 創業希望者へのセミナー

転廃業時の経営資源引継ぎ支援

- 引継ぎ先のマッチング
- 士業専門家の紹介

フォローアップ

よろず支援拠点とは

- ・国が設置した中小企業・小規模事業者のための「**無料の経営相談所**」。(平成26年から全国都道府県に設置)
- ・経営改善、売上拡大など、各社が抱える悩みに**ワンストップ**で対応。
- ・各分野の専門家が集まり、**専門性の高い経営アドバイス**を実施。実行可能な解決策を提案。

その悩み、よろず支援拠点が支援します！



秋田県よろず支援拠点（秋田市）

このほか、秋田県内に設置

- ・サテライト男鹿
- ・サテライト大館
- ・サテライト湯沢
- ・サテライト角館
- ・サテライト田沢湖
- ・サテライト男鹿



東北管内よろず支援拠点一覧（令和4年1月現在）

拠点名	チーフコーディネーター	電話番号	設置機関
青森県よろず支援拠点	加藤 哲也	017-721-3787	(公財)21あおもり産業総合支援センター
岩手県よろず支援拠点	中村 春樹	019-631-3826	(公財)いわて産業振興センター
宮城県よろず支援拠点	佐藤 創	022-393-8044	宮城県商工会連合会
秋田県よろず支援拠点	加藤 剛	018-860-5605	(公財)あきた企業活性化センター
山形県よろず支援拠点	勝木 伸哉	023-647-0708	(公財)山形県企業振興公社
福島県よろず支援拠点	木村 俊朗	024-954-4161	(公財)福島県産業振興センター



詳細は各拠点HP又はよろず支援拠点全国本部HP（<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>）をご覧ください。

中小企業119とは（旧システム名称：「ミラサポ専門家派遣」※令和3年度からシステム変更）

● 無料で経営相談。無料で専門家派遣。課題解決をサポートします。

- 「新しく事業を始めたいけど、何から手をつけていいかわからない」「資金調達の方法が分からない」「そろそろ海外との取引も開始したいけど実績がない...」「ITを活用して、販路拡大を実現したい」「IT導入補助金を活用し、ITツールの導入に繋がりたい」。そんなときは、ひとりで悩まず、まず支援機関に相談してください。
- 支援機関は皆様のお悩みに対する回答をするだけでなく、解決の難しい課題も中小企業119に登録されている専門家に支援を依頼することができます。中小企業の経営に関わる各分野の専門家が、課題解決に向けたお手伝いをします。
- 派遣による相談は今年度2月末までの間に、原則3回まで無料で受けられます。（予算の消化状況によっては、2月末よりも早く終了する場合があります。）

相談の流れ



01. はじめに最寄りの支援機関にご相談ください。

経営に関するご相談のある事業者の皆様ははじめに当サイトの「支援機関を探す」からお近くの支援機関をお探しいただき、ご相談ください。



02. 支援機関で解決できない課題は、支援機関から専門家に支援依頼を行います。

支援機関は専門分野の知見が必要な経営相談に対して、専門家に支援依頼を行うことができます。



03. 支援機関から派遣日程の調整を行います。

支援を依頼する専門家が決まりましたら、支援機関から事業者の皆様、専門家へ支援日程調整のためご連絡いたします。



04. 派遣日当日、支援機関担当者、専門家がうかがい、支援を行います。

調整させていただいた派遣日に、支援機関の担当者、および専門家が支援場所にうかがいます。支援機関の担当者も原則同行しますので予めご了承ください。



05. 支援終了後、支援実績を支援機関までメールでご連絡ください。

専門家による支援が終了しましたら、担当した支援機関まで支援を受けた実績時間をご連絡ください。

ご清聴ありがとうございました

- ✓ 青森サポーターへのお問い合わせはこちらまで
aomori@meti.go.jp (チームメンバーにメールが届きます)
- ✓ 補助金公募情報等、随時掲載しています。当局HPは右のQRコードからもどうぞ！

